

令和6年5月17日（金）

令和6年度第1回 流山市国民健康保険運営協議会

【資料1】

令和6（2024）年5月



令和7年度 国民健康保険料の見直しについて



都心から
一番近い
木のまち

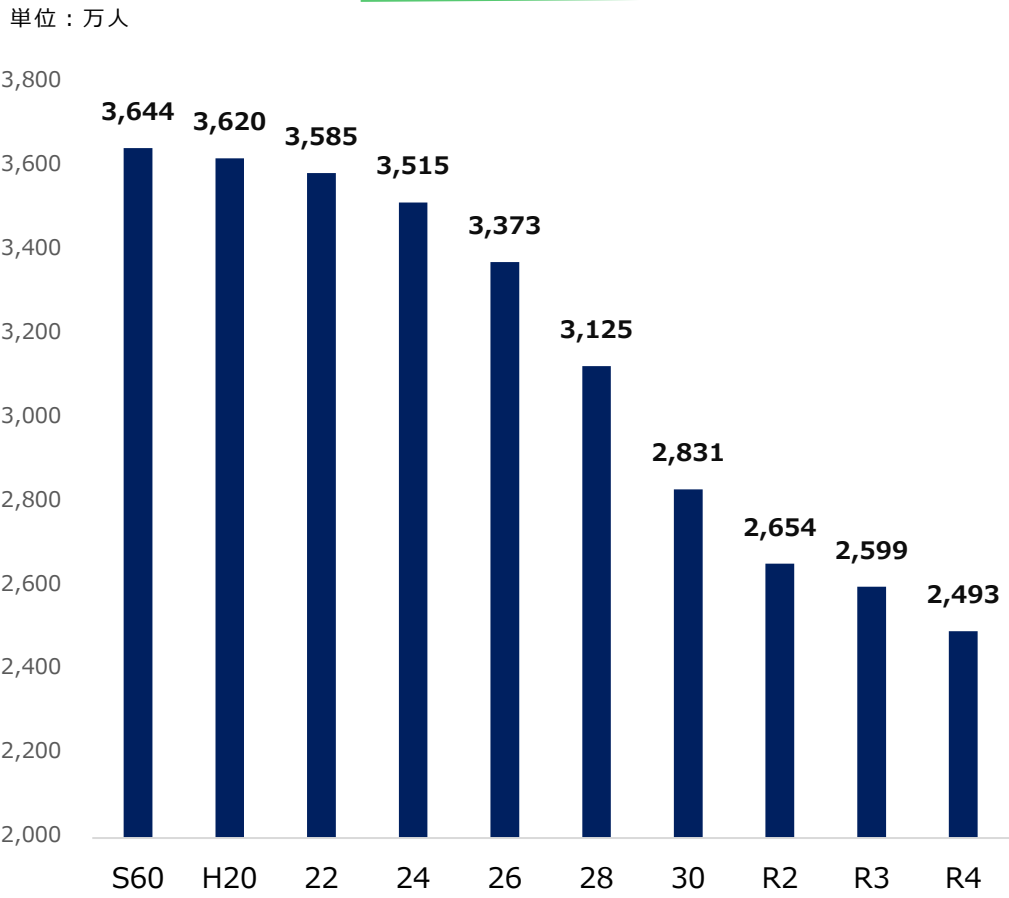
- 1. 市町村国保の現状について 1**
- 2. 流山市国保の現状について 8**
- 3. 赤字繰入について 16**
- 4. 流山市の保険料について 25**
- 5. 新保険料率の設定について 34**

1. 市町村国保の現状について

1-(1) 近年の被保険者数の減少と高齢化について

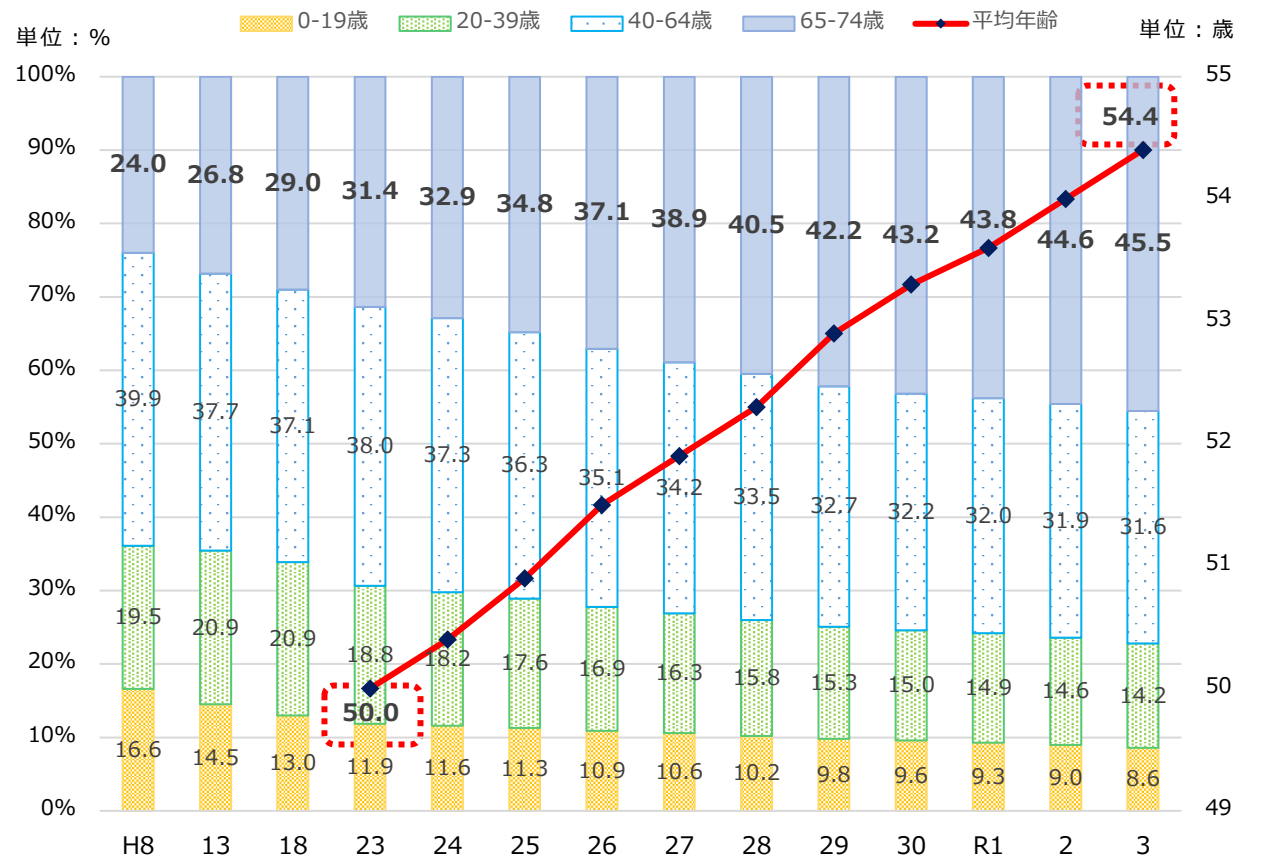
- 市町村国民健康保険の被保険者数は昭和60年度以降、平成18年度をピークに**減少の一途をたどっており**、平成29年度以降は、**3,000万人**を割り込んでいます。
- 被保険者全体に占める、**65歳から74歳までの割合が年々増加し**、令和3年度には**45.5%**となっています。
- 被保険者の**平均年齢も年々上昇しており**、令和3年度には**54.4歳**となっています。

被保険者数の推移



出典：令和5年11月国民健康保険中央会発行「国保のすがた」（国民健康保険事業年報をもとに作成。被保険者数は年度平均。令和4年度は速報値）

年齢構成割合の推移



出典：令和5年4月14日 全国高齢者医療・国民健康保険主管課（部）長及び後期高齢者医療広域連合事務局会長会議資料参考資料(国民健康保険実態調査)※平成20年度に後期高齢者医療制度が廃止され、75歳以上は被保険者に含まれないこととなったため、平均年齢については平成23年度以降についてのみ記載。

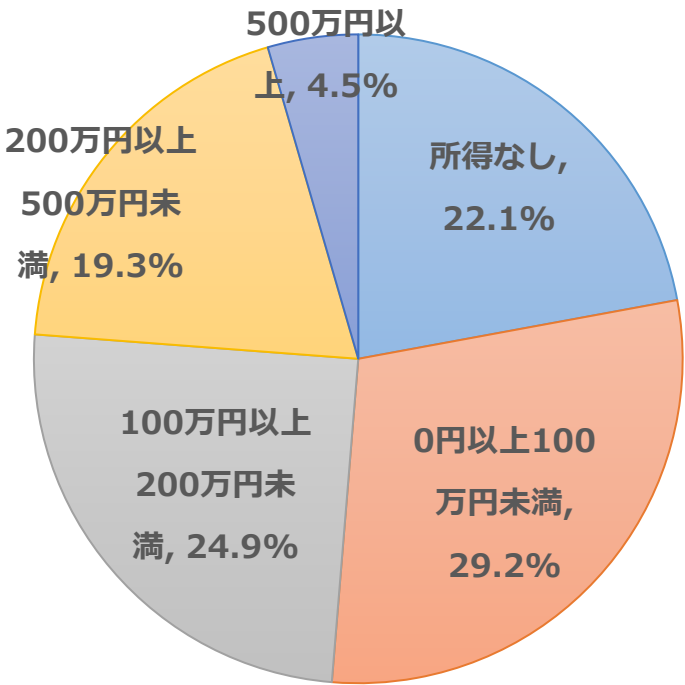
1-(2) 職業構成の変化と所得階層別割合

- 国民健康保険は、制度創設時には**農林水産業者及び自営業者が多くを占めていましたが**、ほかの医療保険に属さない全ての人を被保険者としているため、高齢化や産業構造の変化、医療保険制度改革の改正などの影響を受けて、制度創設当時と比較すると高齢者の割合が増加するとともに、**農林水産業者及び自営業者の割合が減少し、無職者や被用者（非正規雇用者等）の割合が増加しています。**
- また、令和3年度において、**加入世帯の22.1%が所得なし、29.2%が0円以上100万円未満世帯**となっています。

職業構成の変化

世帯主の職業	昭和36年	世帯主の職業	令和3年
農林水産業	44.7%	農林水産業	2.2%
自営業	24.2%	自営業	17.2%
被用者	13.9%	被用者	32.5%
無職 (年金所得者含む)	9.4%	無職 (年金所得者含む)	43.3%
その他	7.8%	その他	4.8%

所得階層別割合（令和3年度）



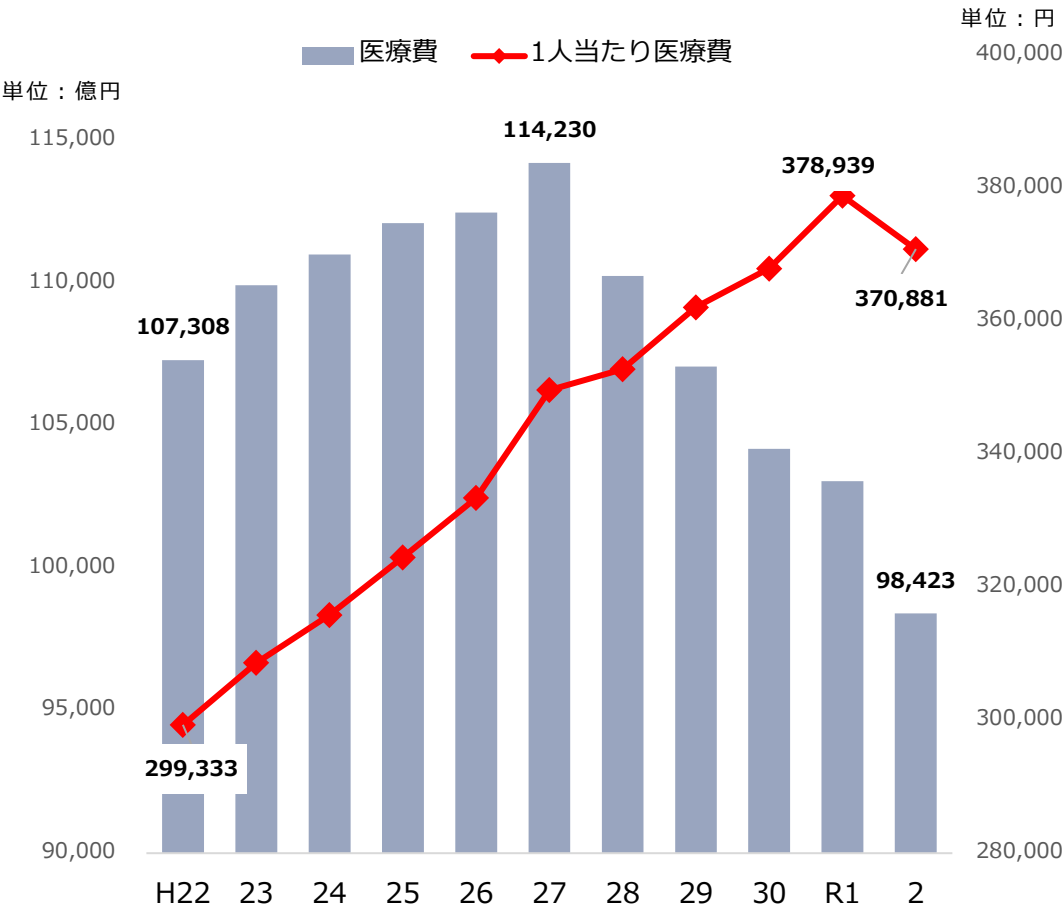
出典：令和5年11月国民健康保険中央会発行「国保のすがた」（厚生労働省資料をもとに作成）

出典：令和5年4月14日 全国高齢者医療・国民健康保険主管課（部）長及び後期高齢者医療広域連合事務局
長会議資料参考資料（国民健康保険実態調査）
※「所得なし」世帯の収入は、給与収入世帯で65万円以下、年金収入世帯で120万円以下。

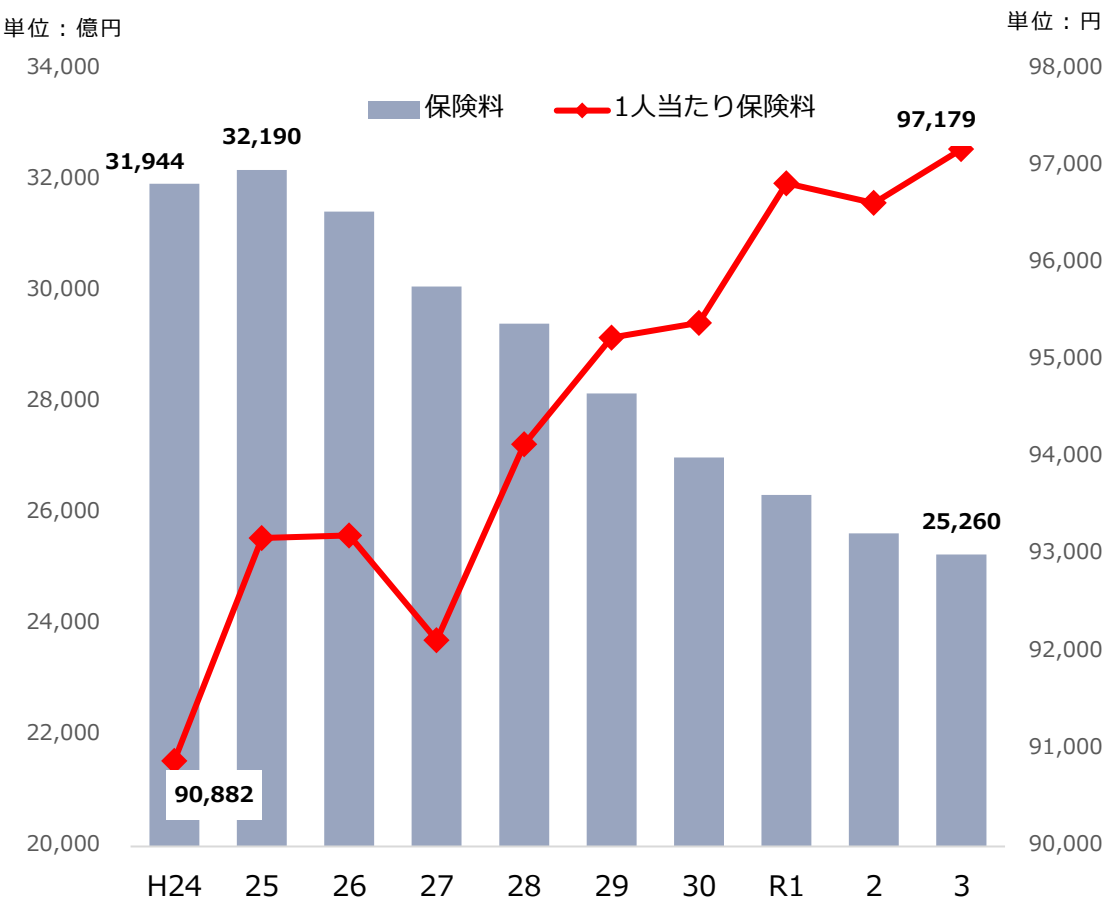
1-(3) 医療費と保険料調定額の推移について

- 国民健康保険の医療費は平成28年度以降減少し、令和2年度には9兆8,423億円となっています。
- 1人当たり医療費について、年々増加し、令和2年度には370,881円となっています。
- 保険料調定額の総額は減少傾向となっている一方、一人当たり保険料の調定額は増加傾向にあります。

医療費の推移



保険料調定額の推移



出典：令和5年4月14日 全国高齢者医療・国民健康保険主管課（部）長及び後期高齢者医療広域連合事務局
長会議資料（国民健康保険事業年報3月△2月診療ベース）

出典：令和5年11月国民健康保険中央会発行「国保のすがた」（国民健康保険事業年報をもとに作成）

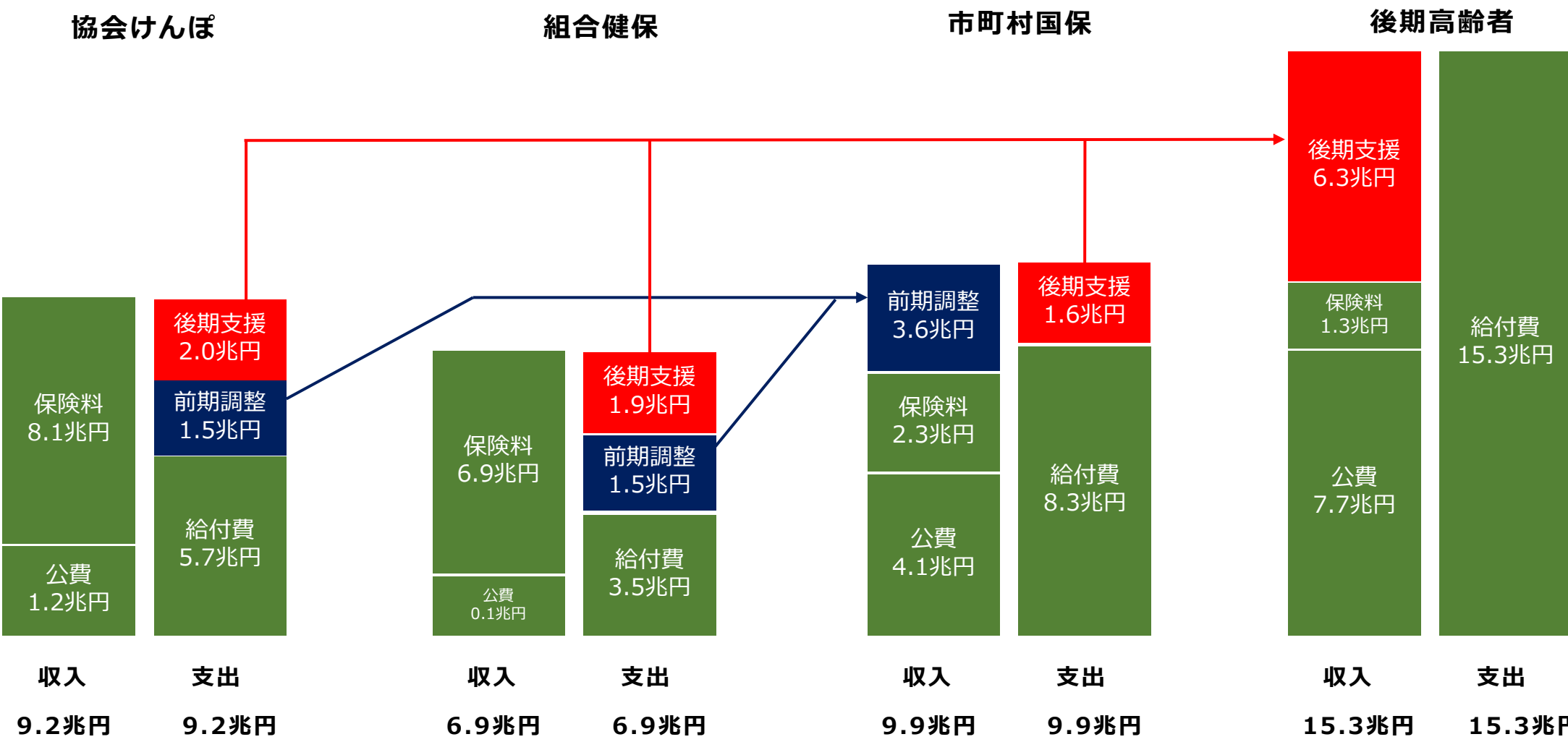
1-(4)国保・協会けんぽ・健康保険組合の比較

○ 国民健康保険は、他制度と比較すると、年齢構成が高く、1人当たりの医療費水準が高いほか、加入者の所得額に対する保険料負担も著しく高くなっています。

	国保（市町村）	協会けんぽ	健康保険組合
保険者数（令和3年3月末）	1,716	1	1,388
加入者数（令和3年3月末）	2,619万人（1,724世帯）	4,030万人 被保険者2,488万人 被扶養者1,542万人	2,868万人 被保険者1,642万人 被扶養者1,226万人
加入者平均年齢（令和2年度）	54.0歳	38.4歳	35.5歳
65～74歳の割合（令和2年度）	44.4%	8.0%	3.4%
加入者1人当たり医療費（令和2年度）	37.3万円	18.0万円	15.6万円
加入者1人当たり平均所得（令和2年度）	89万円 一世帯当たり136万円	166万円 一世帯当たり268万円	232万円 一世帯当たり403万円
加入者1人当たり平均保険料（令和2年度） 〈事業主負担込〉	8.9万円 一世帯当たり13.6万円	11.7万円〈23.5万円〉 被保険者1人当たり 19.0万円〈38.0万円〉 平均保険料率10.00%	13.1万円〈28.7万円〉 被保険者1人当たり 22.9万円〈50.0万円〉 平均保険料率9.22%
保険料負担率	10.0%	7.1%	5.7%
公費負担	給付費等の50% + 保険料軽減等	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の負担が重い保険者等への補助
公費負担額（令和5年度予算ベース）	4兆1,487億円 （国2兆9,879億円）	1兆2,630億円（全額国費）	731億円（全額国費）

1-(5) 制度別の財政の概要

- 医療保険制度間では、年齢構成による医療費の違いなどによる財政の負担を調整するために、負担を調整する仕組みとなっています。➡ **前期調整額**
- また、後期高齢者に係る給付費の一部は他の制度も支援金という形で負担しています。 ➡ **後期支援金**

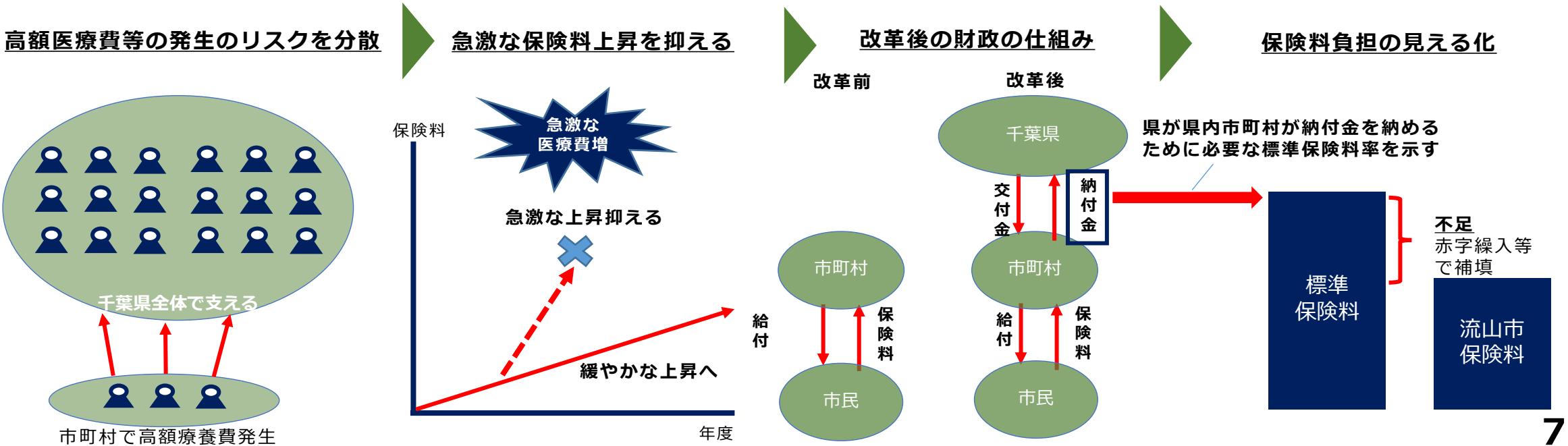


出典：令和 5 年10月27日 厚生労働省 医療保険部会資料
前期調整額及び後期支援金の提出側の合計額と交付側の金額が一致しないのは、表示されていない他制度（共済組合など）があるため

1 一(6) 国民健康保険の広域化

広域化の目的と効果

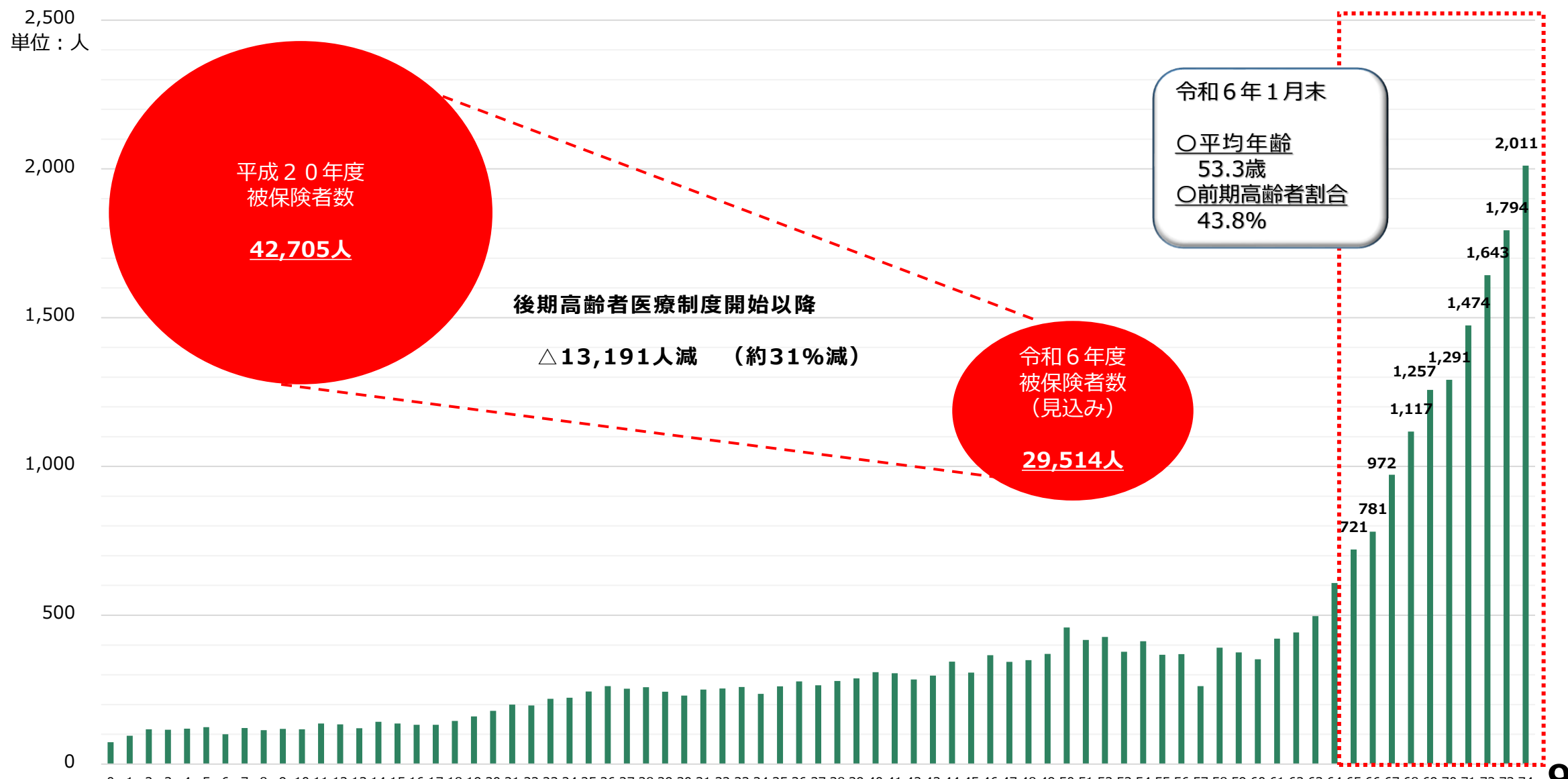
改善効果	国保改革前	国保改革後
財政運営責任等の県移行による安定化	- 市町村が医療給付のための費用を保険料等から捻出。 - 急に高額医療費が発生した場合等の財源を捻出する必要。 - 予期しない医療費の増加や保険料収納不足の場合には赤字繰入等により対応する必要。	- 市町村が医療給付に必要な費用は全額、県が市町村に交付。 - これにより高額医療費等の発生などの多様なリスクを県全体で分散。 - また、予期しない医療費の増加や保険料収納不足に対しては、県が運営する財政安定化基金から貸付・交付。 ➡ 急激な保険料上昇が起きにくい仕組みとなる。
保険料負担の透明化	市町村の保険料水準や近隣市町村の水準との差異について、個別に説明責任を負う。	県が県内市町村に対し、標準的な算定方式等により算出した市町村ごとの標準保険料率を提示・公表することで、負担が見える化。 ➡ 見える化の結果、本市の現行の保険料と標準保険料に差異がある。



2. 流山市国保の現状について

2-(1) 被保険者数の動向と年齢構成について

- 本市の被保険者数は後期高齢者医療制度が開始した平成20年度から令和6年度（見込み）までの間に約31%減少しています。
- 令和6年1月末現在の平均年齢は53.3歳、65～74歳の前期高齢者は43.8%を占めています。

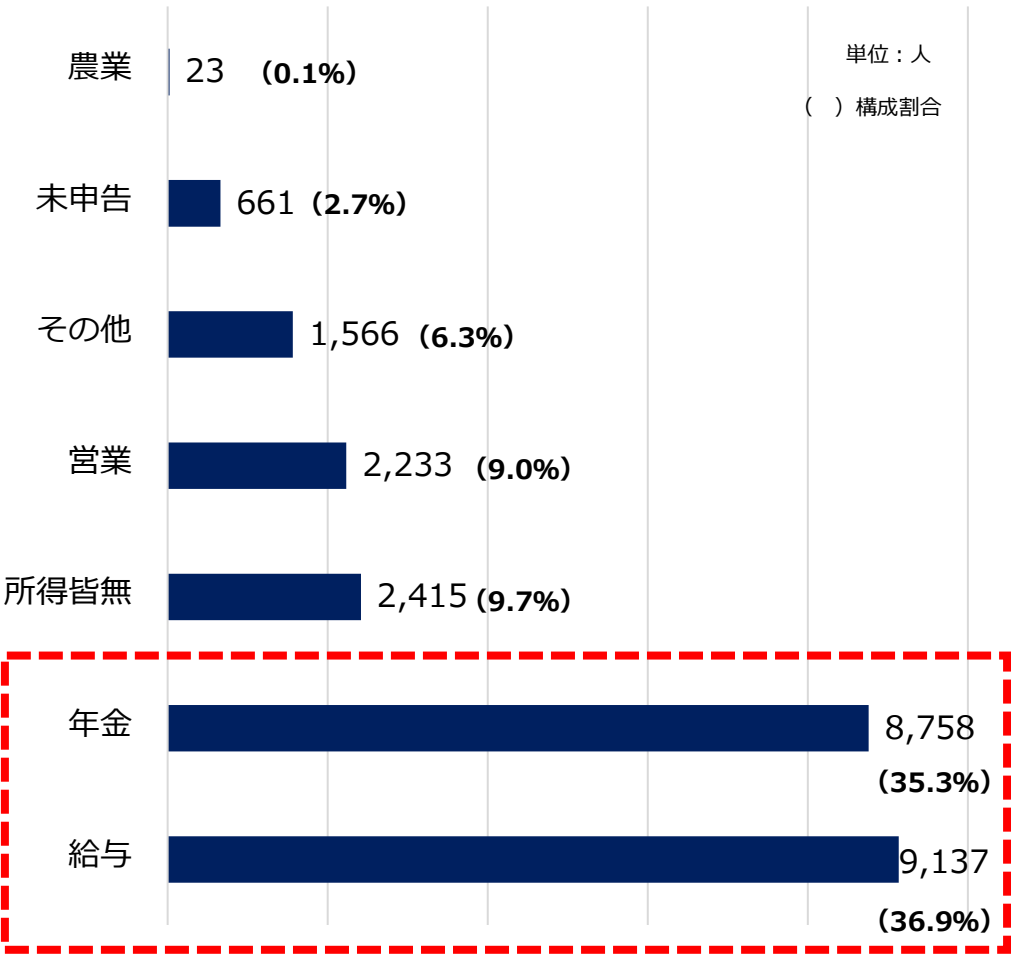


2-(2) 所得種類別納付義務者数と所得段階別納付義務者数

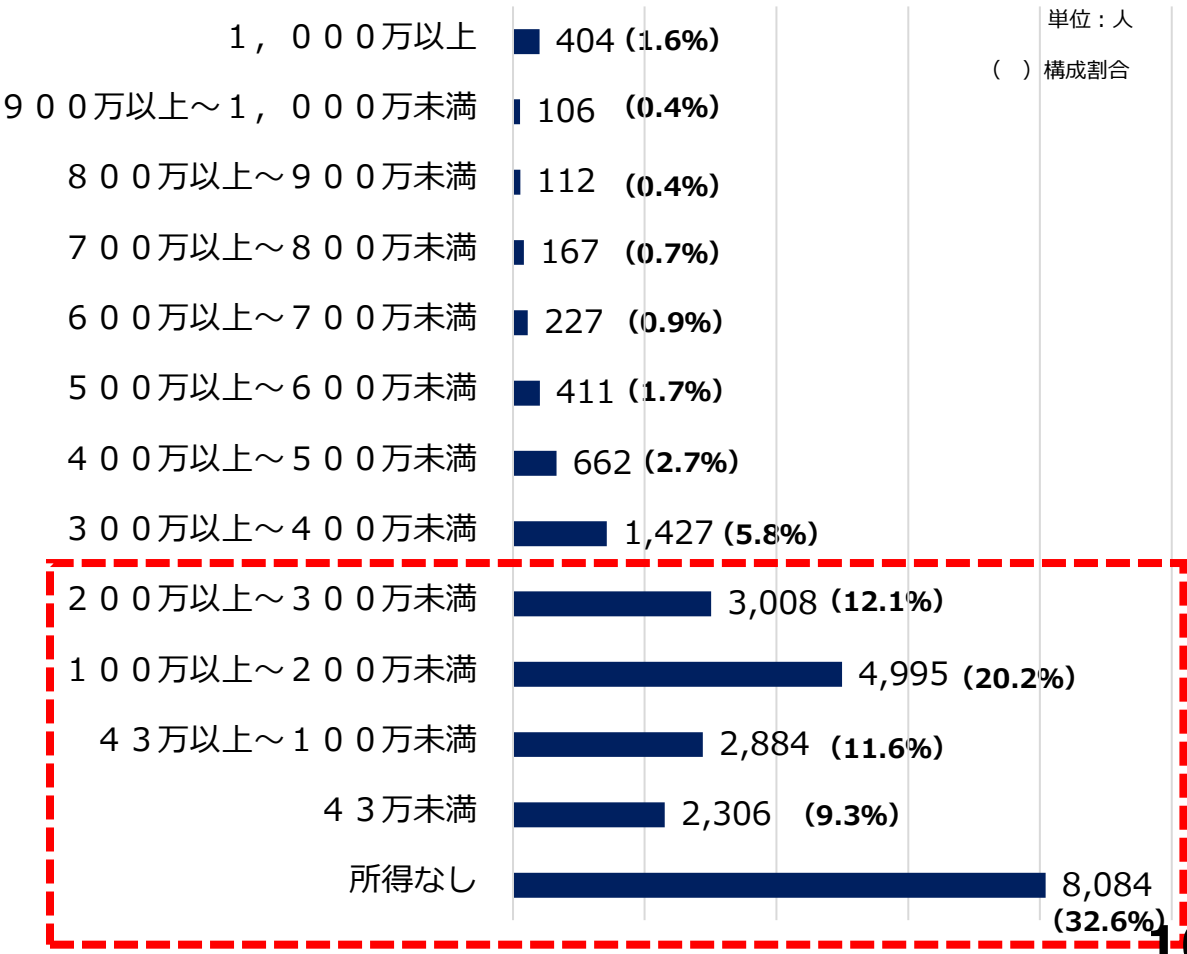
- 所得種類別納税義務者数は給与と年金の割合が多く、当該2項目で約7割を占めています。
- 所得段階別納税義務者数は「所得なし」が最も多く占めています。また、「所得なし」から300万未満で9割弱を占めています。

所得種類別納付義務者数（令和4年度）

※複数所得の方は最も多い所得で集計



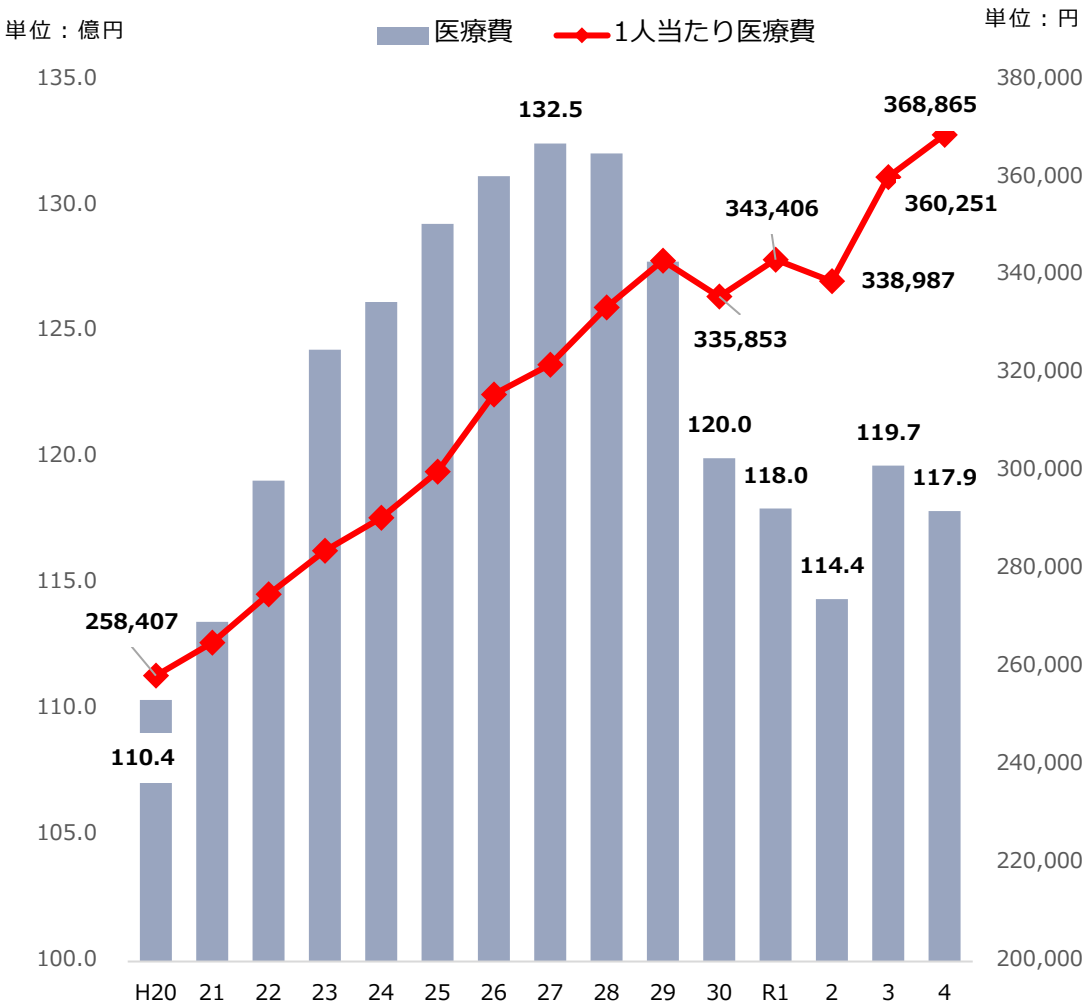
所得段階別納付義務者数（令和4年度）



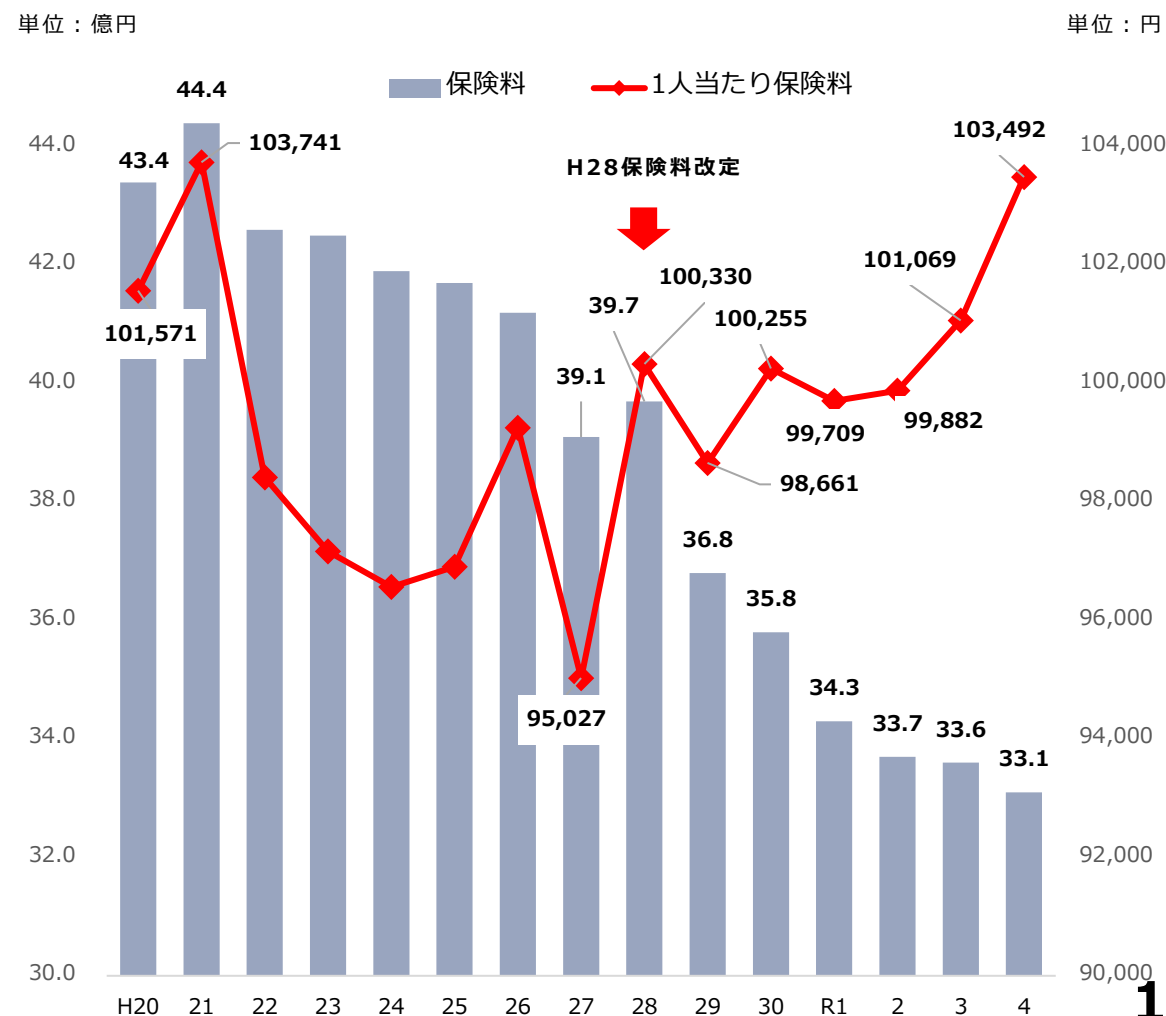
2-(3) 医療費と保険料調定額の推移について

- 本市国民健康保険の医療費総額は平成27年度をピークに年々減少傾向ですが、1人当たり医療費は年々増加しています。
- 保険料調定額（現年分）は平成21年度をピークに減少傾向ですが、1人当たり保険料は近年増加傾向にあります。

医療費の推移

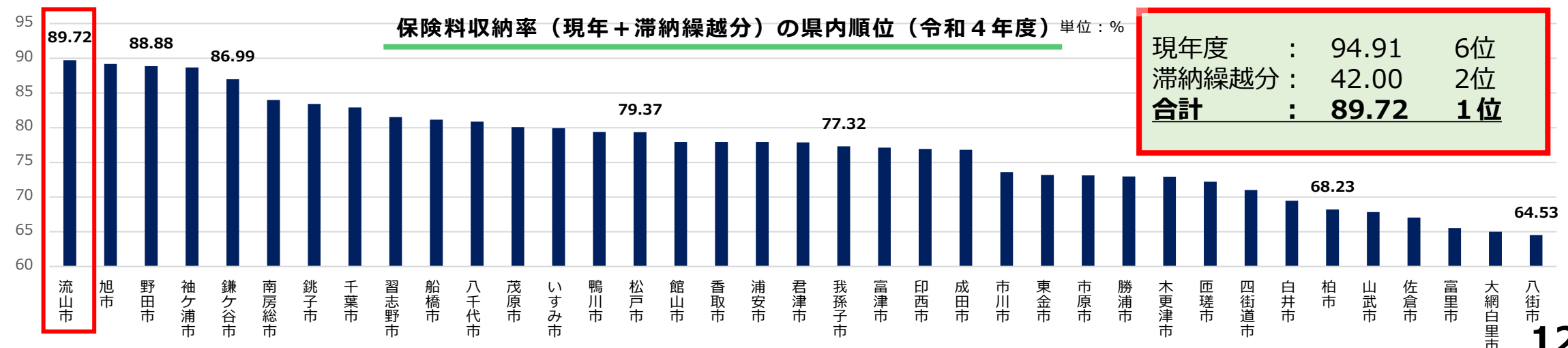
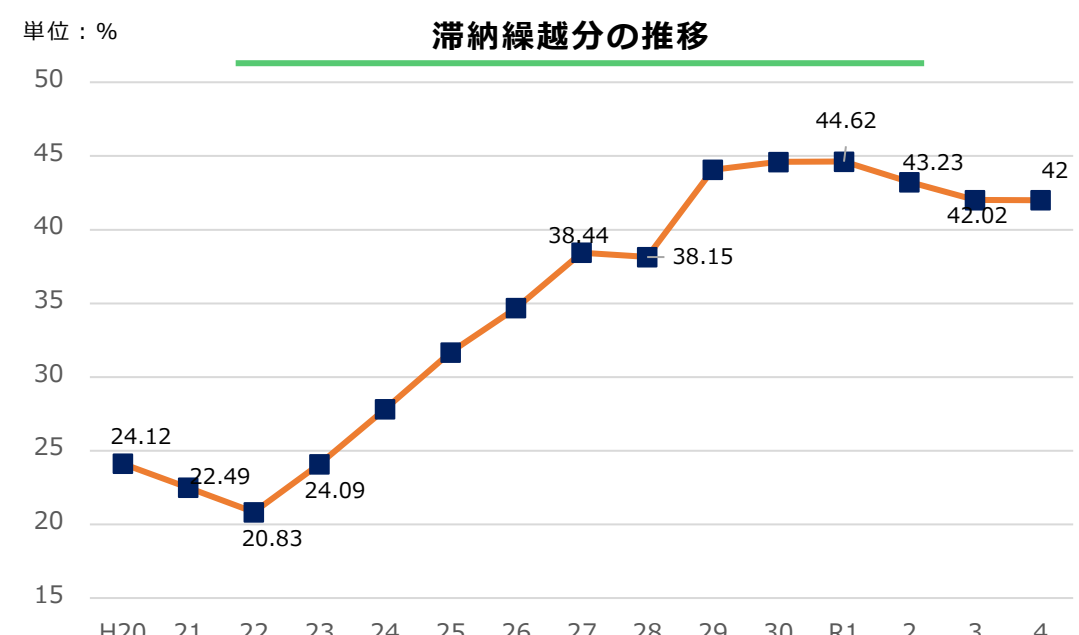
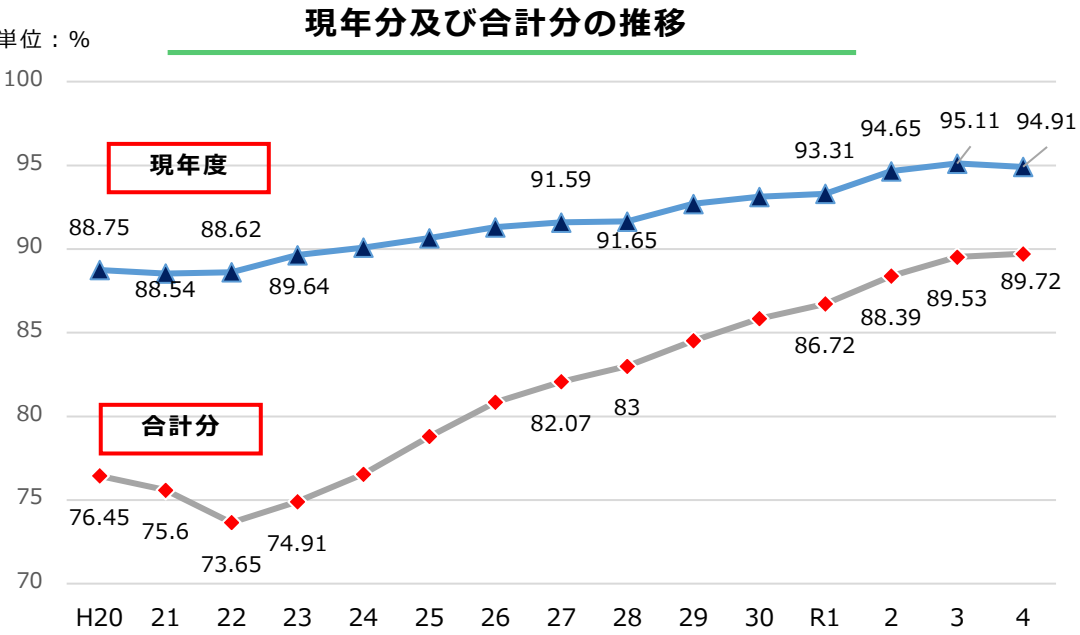


保険料調定額の推移



2-(4) 保険料収納率の推移について

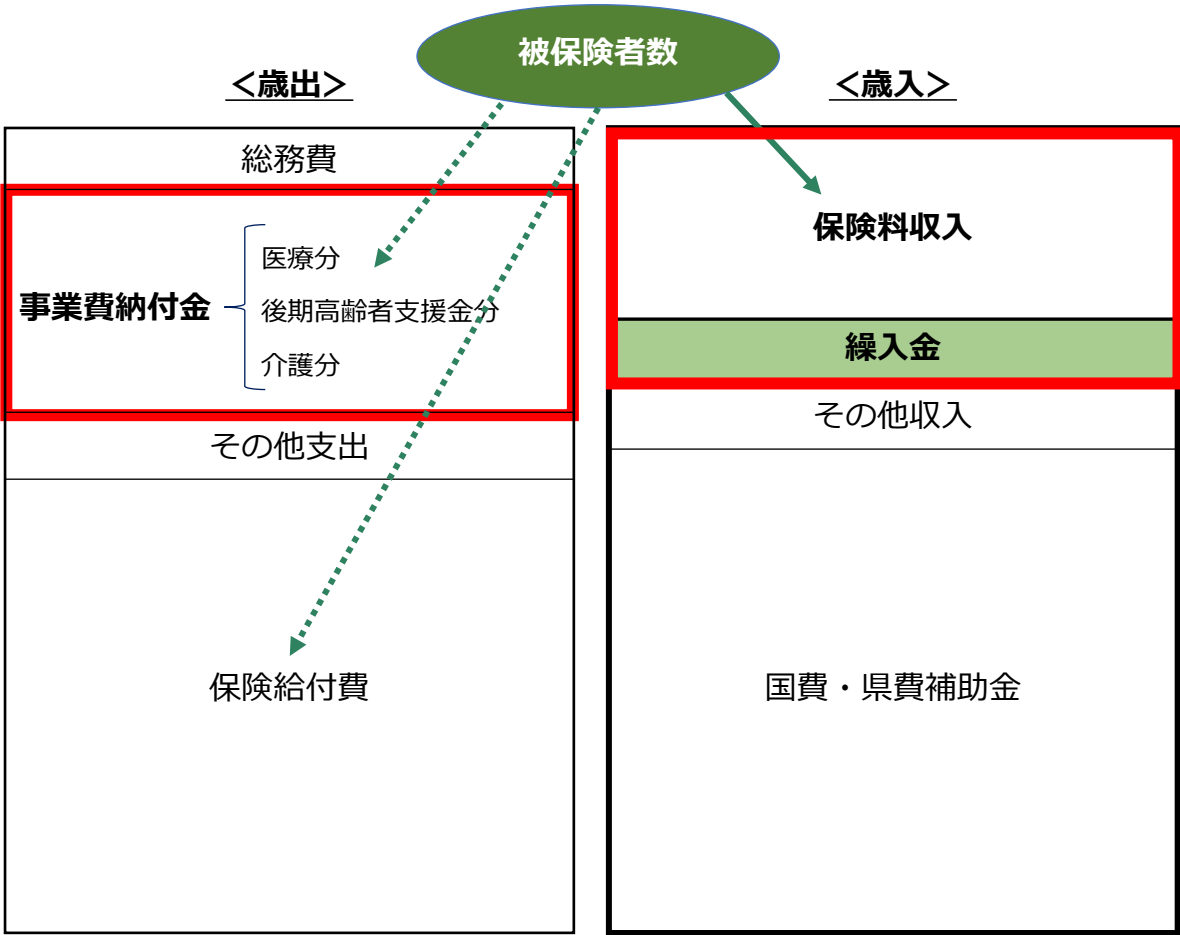
○本市の保険料収納率は12年連続で向上しており、令和4年度では現年度分と滞納繰越分を合計した収納率は県内37市で1位となっています。



2-（5） 市町村国保の財政構造と繰入金について

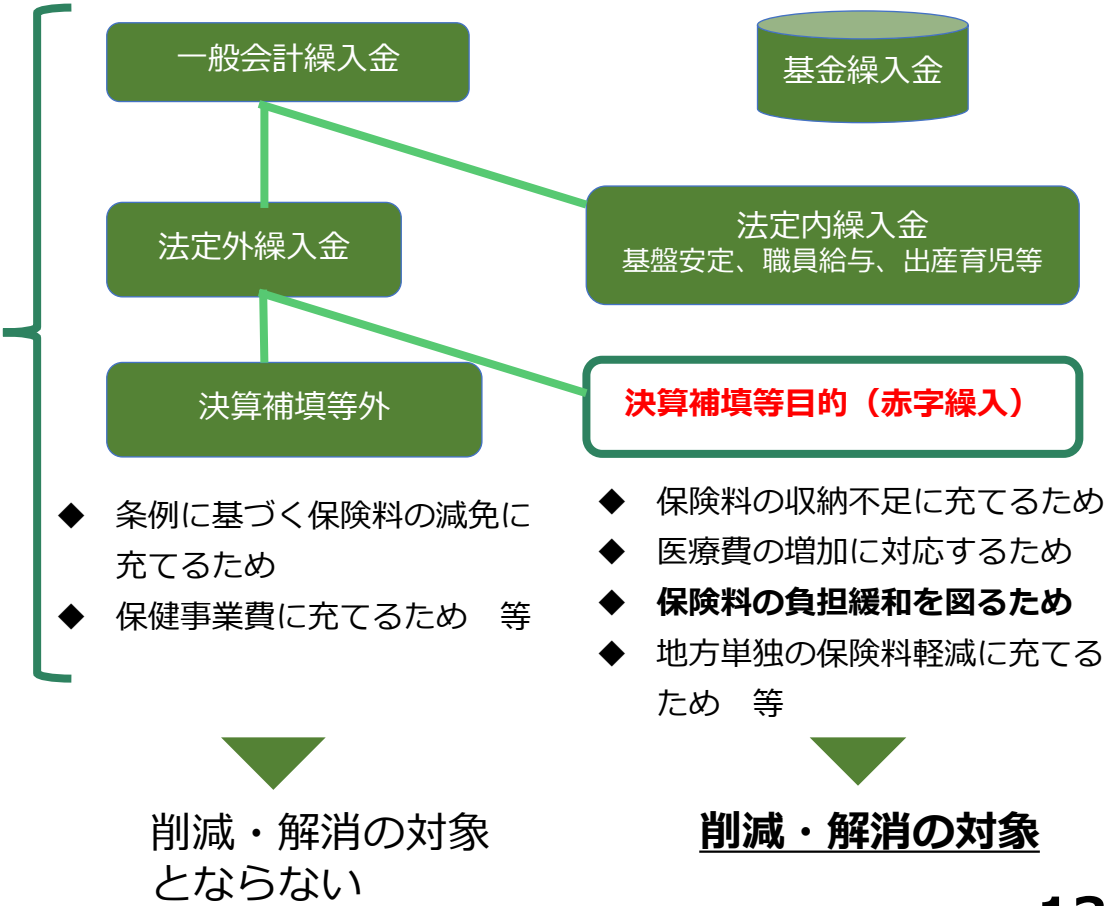
財政構造

- 国民健康保険は、法令上、一般会計と区分して特別会計を設けて経理するため、独立採算が原則です。
- 具体的には、必要な歳出として求められる県への**事業費納付金等に見合った保険料収入等を確保する必要があります。**
- ※ なお、保険給付費（医療費の市負担分）については、全額県の補助金により賄われるため、直接的に収支に影響は及ぼしません。



繰入金の仕組みについて

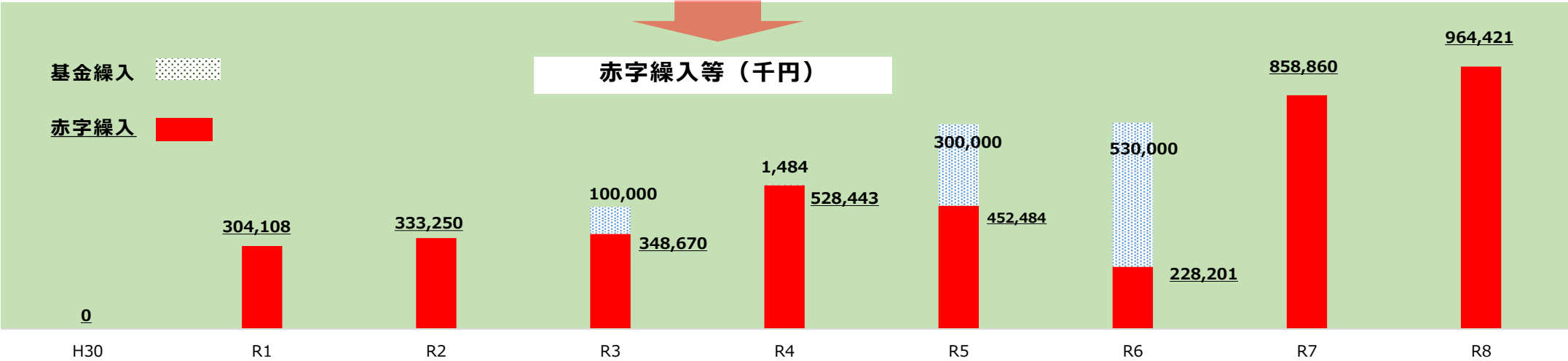
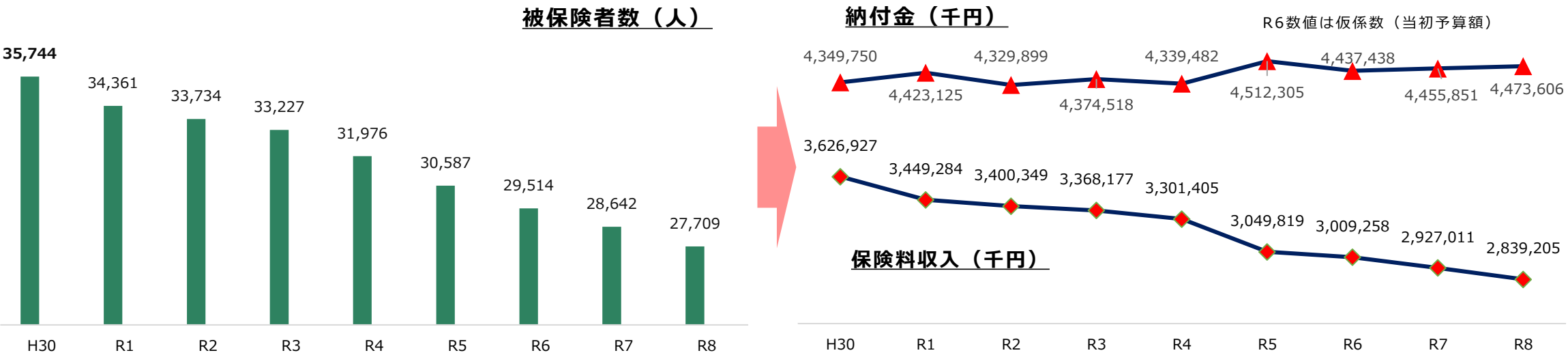
- 繰入金は、「基金からの繰入金」と「一般会計からの繰入金」があります。
- また、一般会計からの繰入金は「法定内繰入」と「法定外繰入」に大別されます。
- 更に、法定外繰入は、「決算補填等外繰入」（赤字外繰入）と「決算補填等目的繰入」（赤字繰入）に分かれます。



2-(6)流山市国保の財政状況と今後の推移

(令和7年度以降：第2期事業財政健全化計画時の推計)

- 本市国民健康保険は、被保険者数の減少により保険料収入が減る一方、歳出の事業費納付金は高止まりとなっています。
- 現行の保険料率を維持した場合、被保険者数の減少に伴い、保険料収入は減少し、**収支不足を補っている赤字繰入は更に増えるか、一定規模維持される見込みです。**



赤字額	304,108	333,250	448,670	529,927	752,484	758,201	858,860	964,421
内) 赤字繰入	304,108	333,250	348,670	528,443	452,484	228,201	858,860	964,421
内) 基金繰入	0	0	100,000	1,484	300,000	530,000	0	0

2-(7) 財政調整積立基金の残高について

- 基金の残高は各年度決算収支における剰余金発生により年々増え続け、令和5（2023）年度見込みで約5.3億円の残高になる見込みです。
- ただし、令和6年度一般会計の予算編成を踏まえ、一般会計からの赤字繰入を抑制する必要があることから、基金は令和6年度中に概ね全額取り崩す予定です。

【単位：千円】

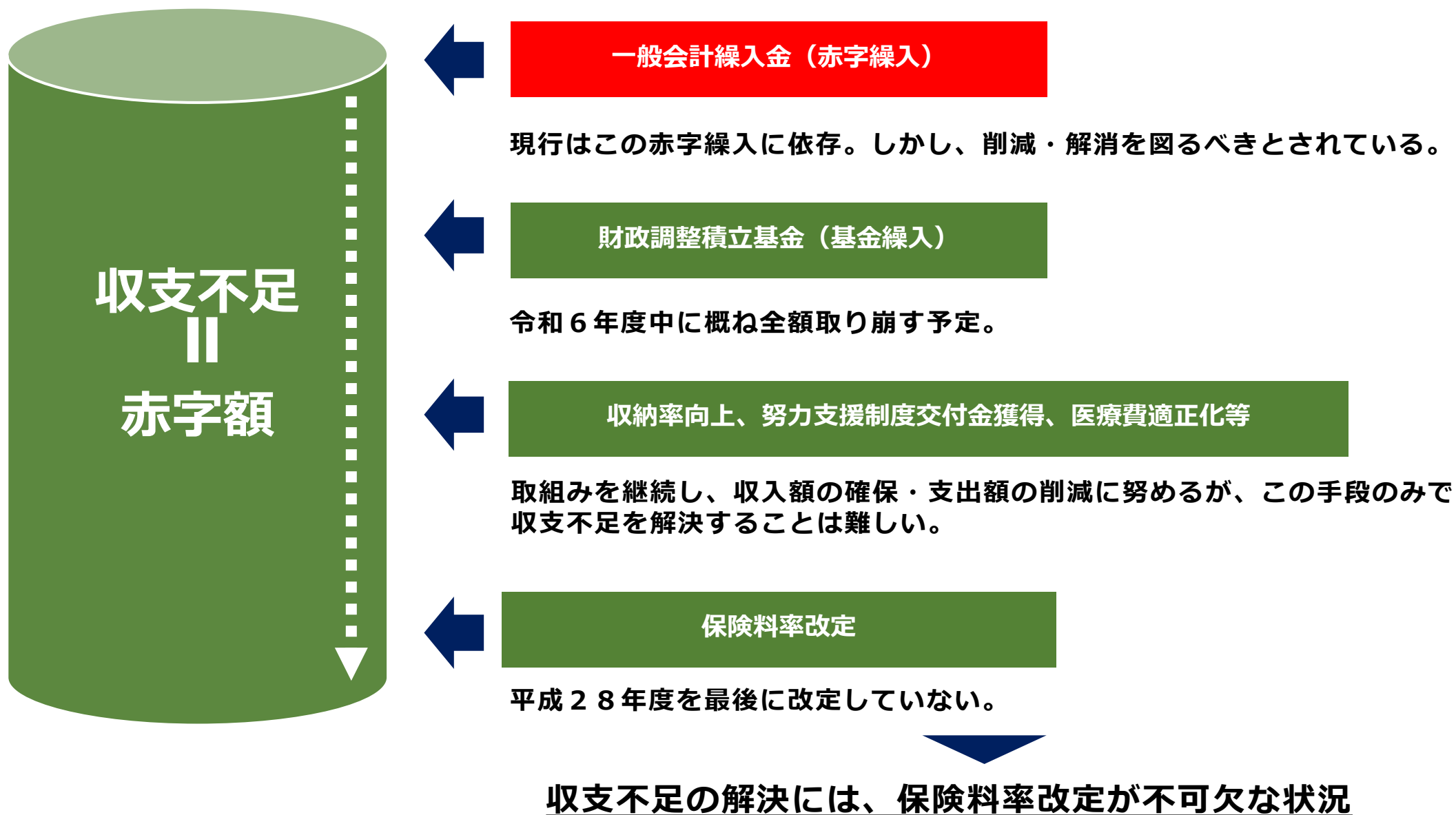
赤字額	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度 (予定)
前年度末残高	143,685	163,741	363,770	413,774	473,881	642,473	532,656
積立額	20,056	200,029	50,004	160,107	170,076	190,183	1
取り崩し額	0	0	0	100,000	1,484	300,000	530,000
年度末残高	163,741	363,770	413,774	473,881	642,473	532,656	2,657

※ 令和5年度見込みは令和4年度決算剰余金を積立した後の数値。

3. 赤字繰入について

3-(1) 国保財政における収支不足を埋める手段について

○ 国民健康保険財政において、収支不足を埋める手段としては主に以下のとおりです。

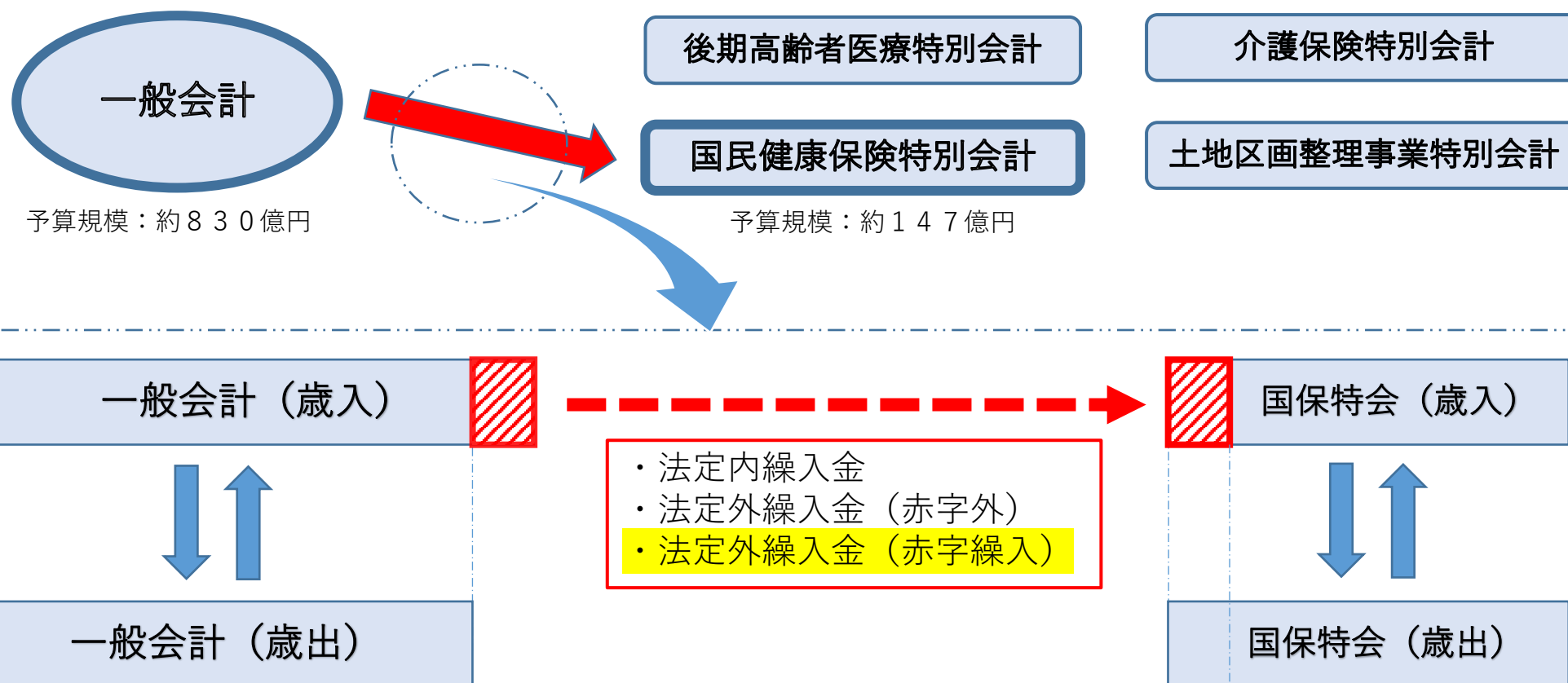


3-(2) 赤字繰入を削減・解消すべき理由

① 一般会計繰入金について

- 地方公共団体の財務会計は、①一般会計 ②特別会計 ③企業会計 の3つに大別され、会計ごとに、歳入と歳出を収支均衡させる「独立採算」が原則です。
- 国民健康保険事業は特別会計が設けられているため、国保関連の歳入（保険料、交付金等）により国保関連の歳出（事業費納付金、保険給付費等）を賄うことが原則です。
- ⇒「給付」と「負担」の対応関係が明瞭に
- 一方で、流山市国保は現在、一般会計から繰入を行っています。繰入は、その性質により以下の3つに分類されます。

・ 法定内繰入金 ・ 法定外繰入金（赤字外） ・ 法定外繰入金（赤字繰入）



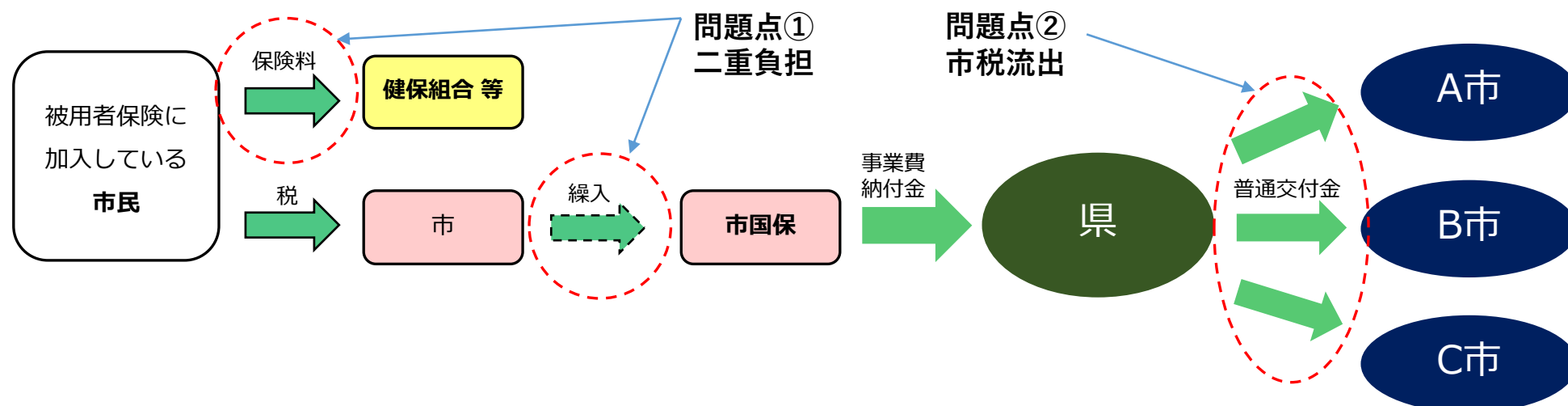
3-1(2) 赤字繰入を削減・解消すべき理由

② 赤字繰入の効果と影響

- 法律に繰り入れることが明記されている「法定内繰入金」に対し、「法定外繰入金」は法律の定めによらず、市町村の判断で独自に行う措置とされており、**特に赤字繰入については削減・解消すべきものとされています。**
- 本来、**保険料で確保すべき収入部分を赤字繰入で賄うことにより、結果的に国保被保険者の負担緩和につながっています。**
- 一方で、繰入金の財源として**一般会計の歳入（税収入、交付金等）**が用いられているため、**国民健康保険以外の流山市民も実質的に負担している**こととなります。

赤字繰入の問題点

- ① **保険料の二重負担**：国保以外の流山市民は、自身の加入している健康保険への保険料に加え、国保費用の一部を負担
＝国保から給付は受けられないのに負担のみ発生 ⇒「給付」と「負担」の対応関係が不明瞭に
- ② **市税が他市へ流出**：市税が赤字繰入として国保特会へ⇒それを基に県へ事業費納付金を納付
⇒県は徴収した事業費納付金を基に、各市へ普通交付金（保険給付費の財源）を交付
＝流山の市税が、流山市国保のみならず、県全体の国保のために使われる



3-(2) 赤字繰入を削減・解消すべき理由

③ 赤字繰入の是非について

- 加入者の多くが前期高齢者である国民健康保険制度は、「低所得者が多い」「医療費が高い」等、構造的な課題を抱えており、被保険者からの保険料収入のみを原資として被保険者への保険給付を行うことは困難です。
- そのため、「他の医療保険制度からの拠出金」や「国・県からの公費」が投入され、それらにより必要な財源の約4分の3が賄われる制度設計となっています。（P6参照）
- さらに、出産育児一時金や低所得者の保険料軽減等にかかる費用は、その一部を一般会計が負担するべきとされており、これらについては従来から繰入を行っているところです。（＝法定内繰入金）

市町村国保が恩恵を受けている制度上の調整（P6参照）

- ・ <歳出> 事業費納付金：県が受けた前期調整額や公費（P6参照）の分、**県全体の納付金必要額が減少**している
⇒各市町村の納付金が押し下げられている
- ・ <歳入> 法定内繰入金：「一般会計から繰り入れるべき」とされているもの
（例）基盤安定繰入金：低所得者保険料軽減額のうち、3/4：国県からの公費 で負担
1/4：市一般会計

赤字繰入は、上記のような制度設計上の調整とは別に、**市町村の判断で、上乗せして国保被保険者の負担緩和を図るもの**であり、裏を返せば、**国保以外の流山市民に上乗せして負担を強いるもの**です。

⇒ **市民間の公平性の確保のためにも、赤字繰入の削減・解消は不可欠**

こうした背景を踏まえ、千葉県国民健康保険運営方針においても、以下のように記載されています。

- ・ 赤字繰入は、**保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭**となること、また、**被保険者以外の住民に負担を求めること**となることなどから、**解消・削減を図るべき**である。
- ・ 市町村は、保険料収納率の向上、医療費適正化の取組等の推進や**県が提示する標準保険料率を参考に適正な保険料率を設定すること**等により、赤字繰入の解消・削減のための取組を行う。

3-(3) 赤字繰入を取り巻く環境

① 全国的な動向

赤字繰入団体の数

- 全国の赤字繰入団体数（R3決算）： **177**市町村／約1,700市町村
- 千葉県内の赤字繰入団体数（R4決算）： **9**市／54市町村（流山・松戸・船橋・市川・浦安・印西・成田・佐倉・袖ヶ浦）

保険者努力支援制度（都道府県分）で減点対象（令和5年度申請分）

- 県内に一定割合以上の赤字団体があることにより、**国から県への交付金が減額されている。**
- 県の交付金収入は県内市町村の納付金額の引き下げに活用されるため、**赤字団体は県内他市にマイナス影響を与えている**ことになる。
- 独自の試算による交付金減少額：（千葉県全体）約4億4,800万円

都道府県単位の保険料統一

- 国は「**保険料水準統一加速化プラン**」を策定し、「同じ都道府県内で、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ保険料」（＝完全統一）が望ましいとし、**各都道府県での統一への取り組みを推進。**
- 完全統一後は、理論上、**料率引き下げのための赤字繰入は出来なくなる。**
- 千葉県においても、まずは**令和11年度に「納付金ベースでの統一」**を行い、**それ以降の完全統一を目指す**旨、第2期運営方針に記載。
- 統一化を見据え、千葉県では**令和12年度までに県内全市町村で赤字繰入を解消**することを目標としている。

3-(3) 赤字繰入を取り巻く環境

② 流山市を取り巻く状況

保険者努力支援制度（市町村分）で減点対象（令和5年度申請分）

- 赤字繰入を行っており、その額が前年度より減少していない場合、**減点対象。（流山市該当）**
- 独自試算による交付金減少額：約365万円
- そもそも赤字繰入を行っていない場合、減額ではなく増額となる。（その場合の増加見込み額：約438万円）

千葉県より個別に文書指導

- 令和4年度の千葉県保険者指導において、「赤字削減・解消計画の着実な推進を図ること。」と**文書指導有り。**

国保財政調整積立基金の残高が僅か

- 令和6年度末の基金残高が、**265万7千円となる見込み。**
- そのため、**令和6年度以前のような大規模な取り崩しは今後困難となる見通し。**

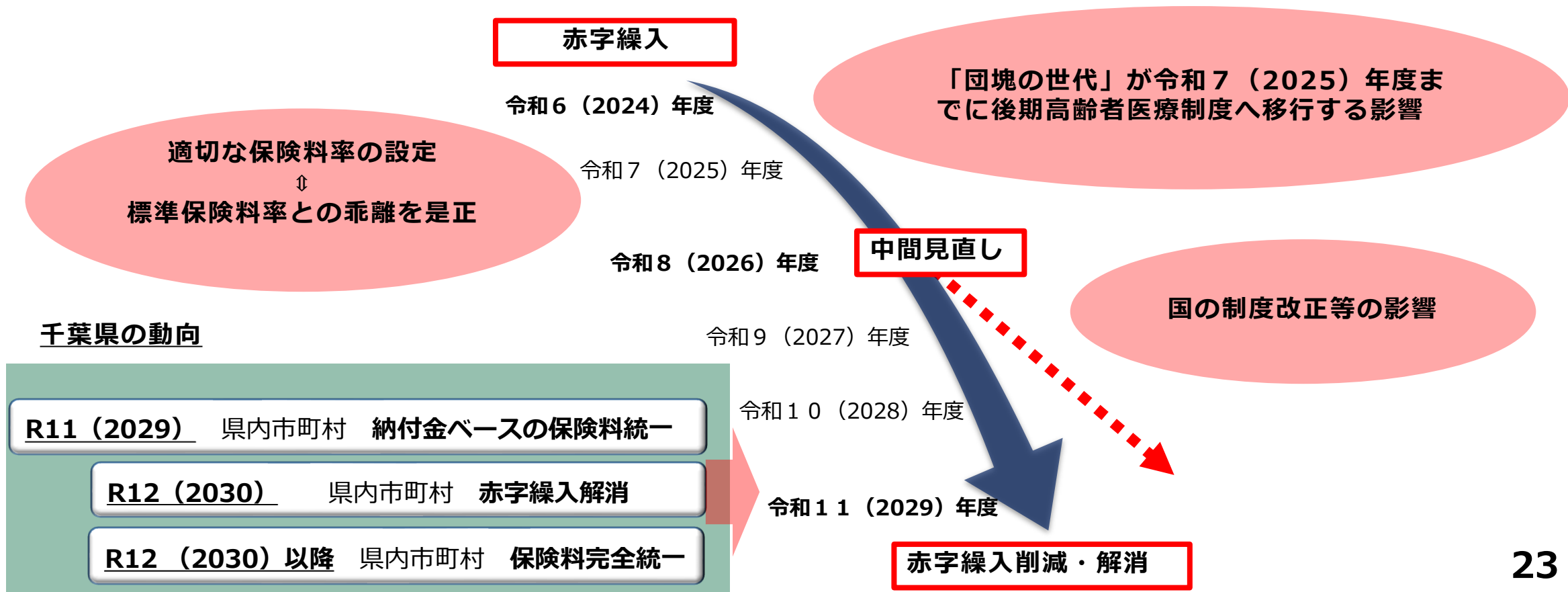
一般会計（繰入金）への依存

- 国保特会当初予算における赤字繰入金が占める割合→ R4：約3.2% R5：約3% R6：約1.5%
- 今後も同規模の繰入金を確保できる保証はない。

- 以上のように、**赤字繰入解消への要請は全国的に高まりを見せています。**
- また、国保特会は「**独立採算**」が原則であり、赤字繰入は国保以外の市民にとっては**保険料の2重負担**となることから、「**給付**」と「**負担**」の対応関係が不明瞭になります。
⇒ **適切な料率設定による赤字削減・解消を検討する必要が有ります。**

3-(4) 第2期事業財政健全化計画（計画期間令和6年度から令和11年度）について

- ① 第2期計画期間中の赤字繰入削減・解消に向けた方針 = 赤字繰入削減・解消のための適切な保険料率の設定
- 第2期計画が開始する令和6（2024）年度以降も、引き続き被保険者数は減少し、保険料収入も減少する見込みである。
 - 県に支出する事業費納付金は今後も高止まりとなる見込みであり、その結果、赤字繰入額は増加又は一定規模維持される見込みである。
 - また、県は県内市町村単位で、令和11（2029）年度に納付金ベースの保険料統一、令和12（2030）年度に赤字繰入解消、令和12（2030）年度以降の保険料完全統一を目指しているが、現在、本市の保険料率と県が示す市町村標準保険料率に乖離が生じている。
 - これらのことから、令和11（2029）年度までに本市の保険料率と市町村標準保険料率の乖離を是正し（＝赤字繰入削減・解消に向けた適切な保険料率の設定）、赤字繰入の削減・解消を目指す。
 - なお、第2期計画中間年度の令和8年度に中間見直しを実施し、赤字解消年度等を再検討する。



3-(4) 第2期事業財政健全化について

② 国保運営協議会からの答申について（付帯意見）

- (1) 流山市の保険料の現状や財政状況から保険料率の見直しが必要であることは理解しました。
しかし、物価高騰等の社会経済情勢や年金収入で暮らしている方への影響など被保険者の負担感を考慮し、急激な負担増となることのないように十分に配慮してください。
- (2) 保険料率見直しの際は、改めて詳細な現状分析等を示し、様々な視点から公平・公正を担保した適切な保険料水準について検討してください。
- (3) 保険料負担の公平・公正をさらに図るため、引き続き適切な滞納整理等に努めるとともに、より納付しやすい環境を整備し、収納率向上に努めてください。
- (4) 令和8年度の間見直しの際は各種数値の動向を十分に再検証し、国民健康保険財政の健全化が手遅れとなり制度の破綻を招かぬよう留意してください。



上記を踏まえ、新保険料率の検討が必要

4. 流山市の保険料について

4 ー(1) 流山市の保険料率の推移について

- 国民健康保険料は、医療費の財源となる「医療分」、後期高齢者医療制度を支えるための財源となる「後期高齢者支援金分」、介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満）分で徴収する「介護分」の3区分で構成されています。
- 後期高齢者医療制度創設後の平成20年度以降の保険料改定は、これまで2回行われています。

平成21年度改定

「医療分」⇒ 均等割 +3,000円

平成28年度改定

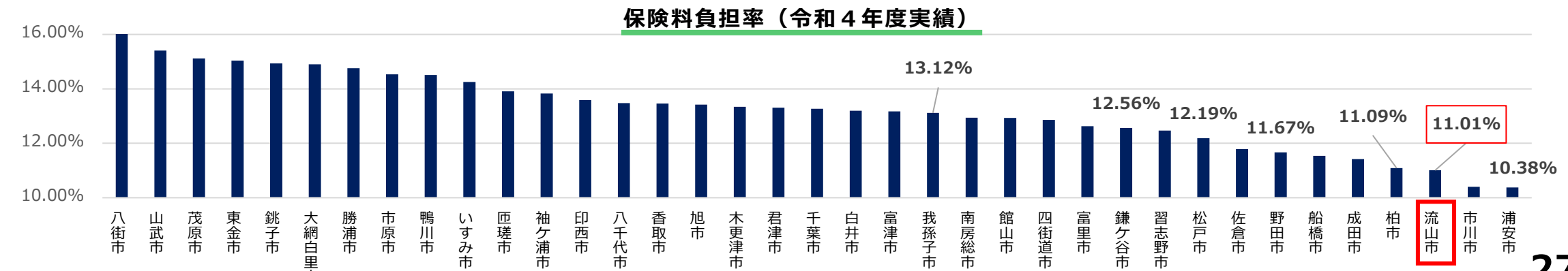
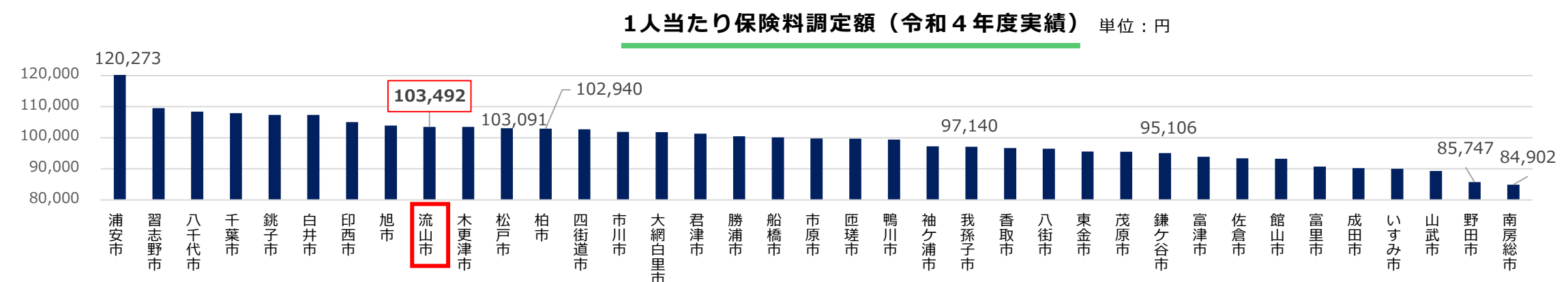
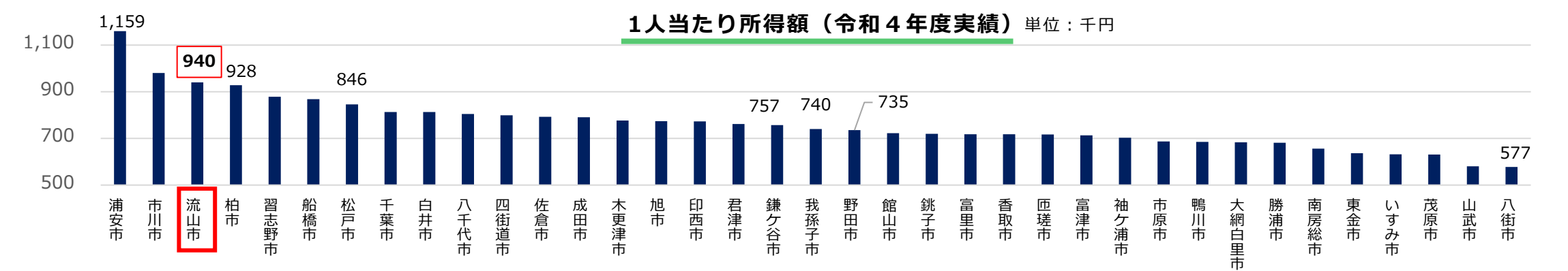
「後期高齢者支援金分」⇒ 所得割 +0.4% 均等割 +1,300円
「介護分」⇒ 所得割 +0.2%

【平成20年度以降の保険料率推移】

区分年度	医療分			後期高齢者支援金分		介護分（40△65歳未満）	
	所得割（%）	均等割（円）	平等割（円）	所得割（%）	均等割（円）	所得割（%）	均等割（円）
平成20年度	7.3	16,200	15,600	1.8	4,200	1.4	12,600
平成21年度	7.3	19,200	15,600	1.8	4,200	1.4	12,600
平成28年度 ～	7.3	19,200	15,600	2.2	5,500	1.6	12,600

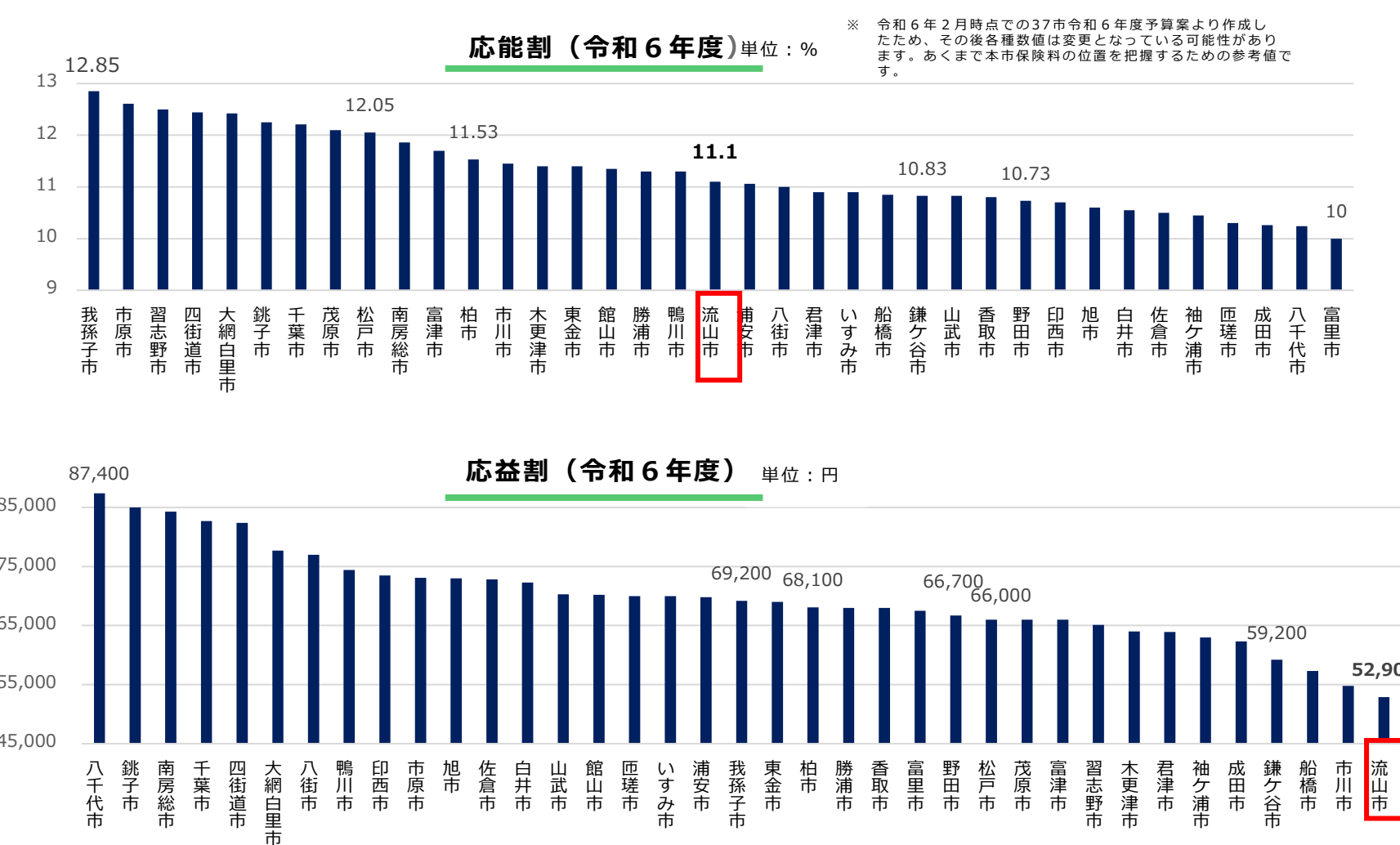
4-(2) 県内37市における流山市保険料について

- 本市国保の被保険者は一人当たり所得が県内37市で3位と高いため、1人当たり保険料調定額も上位に位置づけています。
- しかし、所得に占める保険料額の割合を示す保険料負担率の低さは3番目の低さとなっています。



4一(3) 県内37市での流山市保険料について

- 国民健康保険料には、経済的負担能力に応じて賦課される部分として所得割等の**応能分**と、平等に被保険者又は世帯が負担することとなる均等割及び世帯別平等割の**応益分**があります。
- 本市の保険料は**応能割の高さが37市中19位と中位に位置し、応益割は37市中最も低くなっています。**
- つまり、本市の保険料は被保険者の負担感を考慮し、**保険料率の設定自体が応益分の割合を低く抑えている状況です。**
- 本市の賦課割合（応能と応益が占める割合）は**県平均と比べ、特に「後期高齢者支援金分」について応能偏重となっています。**
- 「後期高齢者支援金分」の賦課割合は県内37市中、**応能割合が3位、応益割合が35位**となっており、**過度な応能偏重の是正が課題となっています。**



保険料賦課割合について

区分	令和6年度 賦課割合 (応能：応益)	
	本市	37市平均
医療分	63：37	56：44
後期分	73：27	58：42
介護分	52：48	52：48

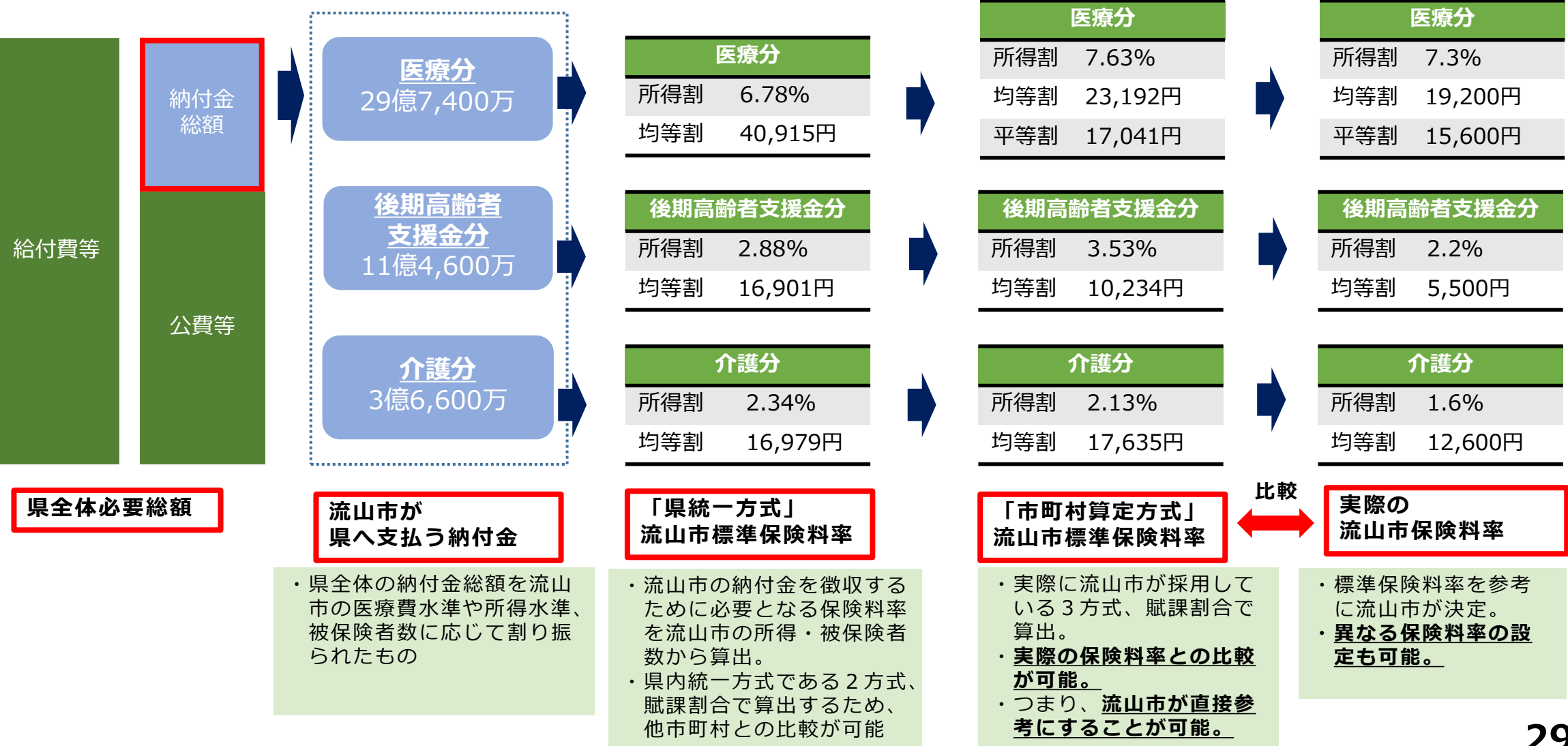
↓

後期分 応能		後期分 応益	
市名	割合	市名	割合
1白井	78.35	：	：
2佐倉	73.36	34浦安	30.30
3流山	73.00	35流山	27.00
4浦安	69.70	36佐倉	26.64
：	：	37白井	21.65

4-(4) 標準保険料率と実際の保険料率について

- 国保広域化改革後、県が県内市町村に対し、標準的な算定方式等により算出した市町村ごとの標準保険料率を提示・公表し、負担が見える化されました。
- 県全体で必要となる納付金総額から流山市が県へ支払う納付金が割り当てられ、その納金額を基に県が「県統一方式」の標準保険料率、「市町村算定方式」の標準保険料率を示し、流山市はこれらを参考に実際の保険料率を決定します。

【本市の標準保険料から実際の保険料率までのイメージ：令和6年度事業費納付金確定係数】



4-(5) 標準保険料率と実際の保険料率の乖離について

- 本市は平成28（2016）年度以来保険料率を見直していませんが、**現行の保険料率は標準保険料率（市町村算定方式）の水準に達していません。**
- 比較すると**所得割**について「**後期高齢者支援金分**」が**1.33ポイント**乖離しており、**均等割**については**3区分全てにおいて約5千円**乖離しています。

区分	本市保険料率			標準保険料率 (市町村算定方式)			乖離幅		
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (point)	均等割 (円)	平等割 (円)
医療分	7.3	19,200	15,600	7.63	23,192	17,041	0.33	3,992	1,441
後期分	2.2	5,500	—	3.53	10,234	—	1.33	4,734	—
介護分	1.6	12,600	—	2.13	17,635	—	0.53	5,035	—

4-(6) 県内37市における1人当たり標準保険料等について

県が県内市町村が納付金を納めるために必要な標準保険料率を示す

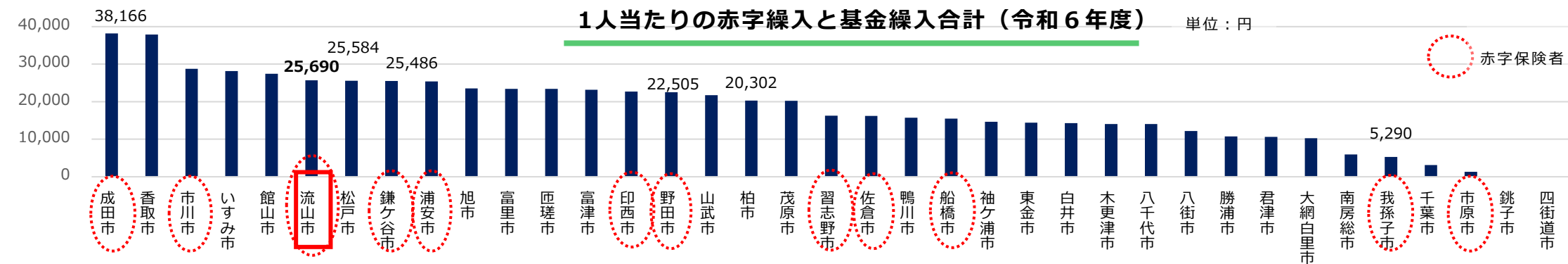
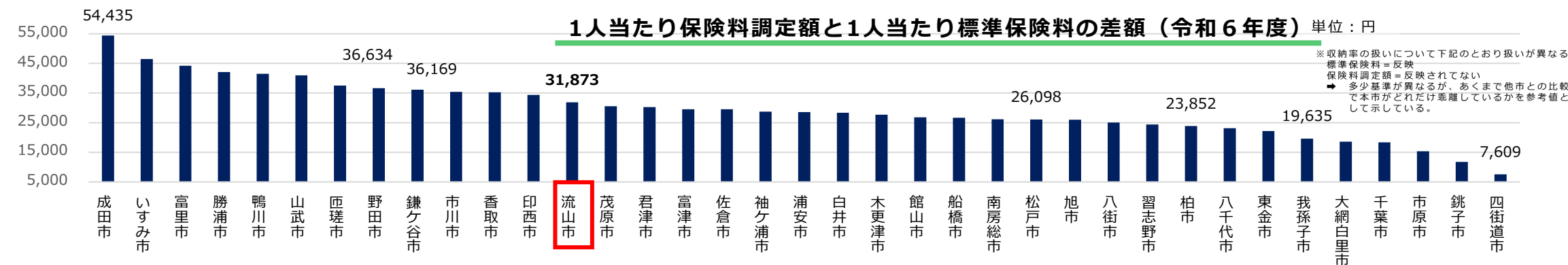
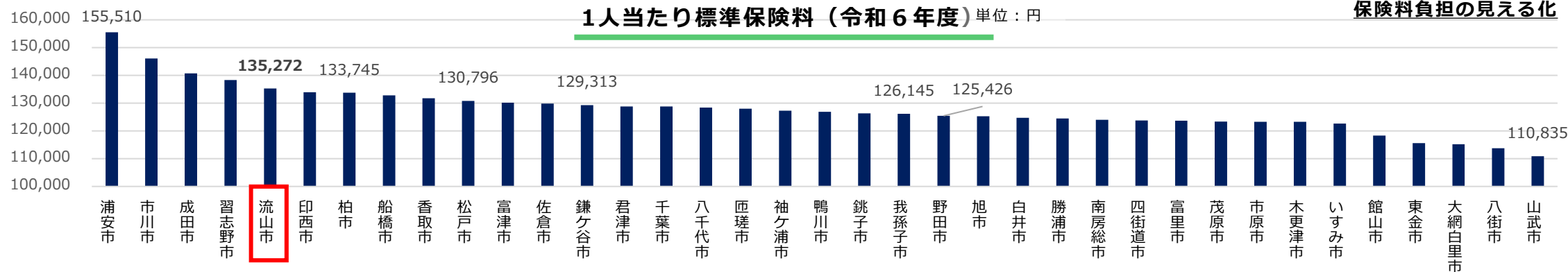
不足
赤字繰入等で
補填

標準
保険料

流山市
保険料

- 本市の現行保険料は標準保険料から**31,873円**低い状況です。
- 本市を含め現行保険料が標準保険料より低い市町村は**赤字繰入と基金繰入によって不足を賄っています。**

保険料負担の見える化



4 - (7) 近隣市の保険料改定状況

- 近隣市で平成 3 0 年度の広域化以降に改定を行っていないのは**流山市と鎌ヶ谷市のみ**です。
- 流山市は近年改定を行っていないため、**近隣市の中では応能・応益ともに低い料率等となっています。**
- なお、令和 6 年度には**松戸市、柏市、我孫子市、野田市**が保険料を改定します。

		年度									合計 (R6) ※順位は東葛6市中のもの			
東葛市	方式	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	応能 (%)	順位	応益 (円)	順位
松戸	明示							↑		↑	12.05	2位	66,000	4位
柏	告示 (H29~)	↑↓	↓	↓		↑				↑	11.53	3位	68,100	2位
流山	明示	↑									11.10	4位	52,900	6位
我孫子	明示						↑		↑	↑↓	12.85	1位	69,200	1位
鎌ヶ谷	明示	↑									10.83	5位	59,200	5位
野田	明示			↑↓	↑↓	↑↓	↓			↑	10.73	6位	66,700	3位

4 一(8) 流山市の他の保険制度における保険料の引上げ状況

① 介護保険制度

- 介護保険制度は、法令上、3年ごとに市町村介護保険事業計画を策定し、保険料の見直しを行うこととされています。
- 流山市では令和6年度から計画第9期として新しい保険料が適用されており、第8期ベースからの改正状況は次のとおりです。

第8期 (R3~R5年度)	第9期 (R6~R8年度)
68,200 円	71,800 円 (+ 3,600 円)

※ 上記金額は「基準額」ベースでの比較。介護保険料は被保険者の所得の高低によって19段階に分かれており、増減額も段階によって異なる。

② 後期高齢者医療制度

- 後期高齢者医療制度は、法令上、2年ごとに都道府県別で保険料率の見直しを行うこととされています。
- 千葉県では令和6年度から新保険料率となることが決定されており、改正状況は次のとおりとなっています。

区分	R4,R5年度	R6,7年度
所得割	8.39 %	9.11 %※ (+ 0.72 point)
均等割	43,400 円	43,800 円 (+ 400 円)

※ 流山市における一人当たり平均保険料で比較すると、試算値ベースではR5年度 89,741円に対してR6年度 93,541円となり、増加額は年額で3,800円となっている。

※ R6のみ年金収入211万以下相当以下の方は8.45%

5. 新保険料率の設定について

5-(1) 新料率の設定の方針

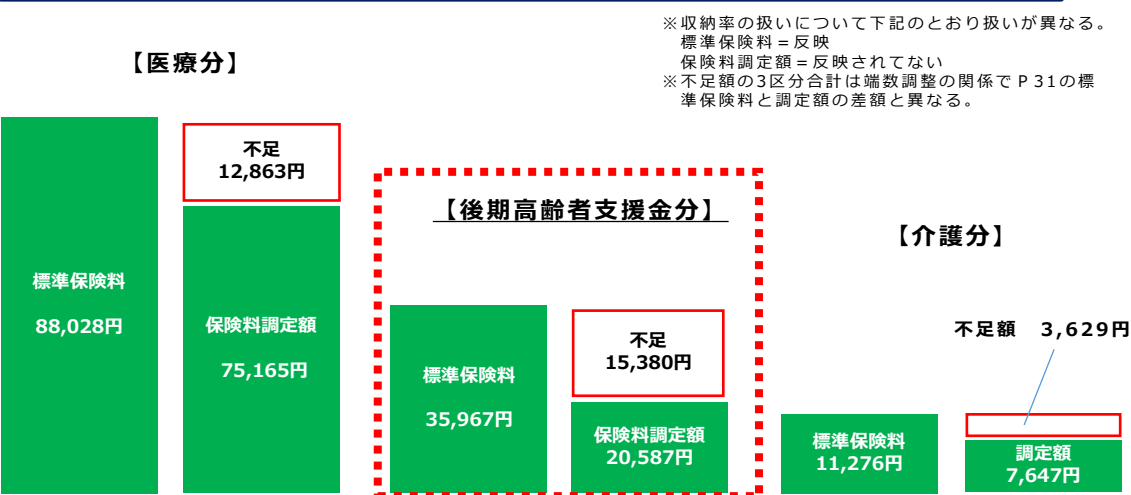
① 新料率を適用する時期について

- 第2期財政健全化計画では令和11年度までに赤字繰入の削減・解消、また千葉県は県運営方針で令和12年度までに県内市町村の赤字繰入解消を目指しています。
- 第2期財政健全化計画では赤字繰入が令和8年度に約9.6億円となる見込みです。
- 財政調整積立基金は、令和6年度中に概ね全額(5.3億円)取り崩す予定であり、基金残高は265万7千円となります。
- 被保険者の負担感を考慮すると赤字繰入を一度の保険料見直しで解消することは困難な状況です。
- そのため、まずは令和7年度から新料率を適用し、赤字繰入の一部を削減します。

② 新料率を適用する保険料区分について

- 令和6年度の3区分(医療分・後期高齢者支援金分・介護分)別の1人当たりの標準保険料と保険料調定額を比較すると後期高齢者支援金分の乖離額と乖離割合が最も大きくなっています。
- また、現行の本市保険料率と令和6年度の標準保険料率を比較すると、「後期高齢者支援金分」は所得割が1.33ポイント乖離しているなど、最も乖離している状況です。
- そのため、今回は「後期高齢者支援金分」について新料率を設定します。

3区分別の1人当たり標準保険料と保険料調定額の比較 (令和6年度確定係数と令和6年度予算)



本市保険料率と標準保険料率(市町村算定方式)の比較

区分	本市保険料率			標準保険料率(市町村算定方式)			乖離幅		
	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(point)	均等割(円)	平等割(円)
医療分	7.3	19,200	15,600	7.63	23,192	17,041	0.33	3,992	1,441
後期分	2.2	5,500	—	3.53	10,234	—	1.33	4,734	—
介護分	1.6	12,600	—	2.13	17,635	—	0.53	5,035	—

5-(1) 新料率の設定方針

③ 後期高齢者支援金分の新料率の検討

- 千葉県は令和12年度までの赤字繰入解消、そして令和12年度以降に県内保険料水準の完全統一化を目指し、本市の第2期計画でも令和11年度までに本市保険料率と標準保険料の乖離是正を目指しています。
- そのため、赤字繰入解消と県内保険料統一化に向け、
 - ・ 本市保険料と標準保険料の乖離是正
 - ・ 「賦課割合」を県標準割合へ近づける 必要があります。
- 標準保険料には以下2通りあります。
 - ・ 賦課割合について県標準割合へ修正 → 「県算定方式の標準保険料率」
 - ・ 賦課割合について現行の流山市割合を維持 → 「市町村算定方式の標準保険料率」
- 将来的な視点では「**県算定方式の標準保険料率**」を新料率とすべきですが、賦課割合を県標準割合にすると**均等割等**からなる応益分が大幅に増加し、低所得者層への負担が大きくなります。
- また、**第2期計画の答申付帯意見（低所得者層への配慮）**を踏まえると、今回の見直しでは**県算定方式の採用は困難**です。
- そこで、引き続き低所得者層への配慮の視点から、**現行の流山市割合を維持した「市町村算定方式の標準保険料率」**を新料率としたいが、**過度な応能偏重（令和6年度県内37市中 応能割合県内3位、応益35位）**を是正する必要があります。

- 
- そこで、今回、後期高齢者支援金分の「**市町村算定方式の標準保険料率**」から、本市「医療分」と同割合である応能：応益割合を**63：37（応能を△10%修正）**とした新料率とし、引き続き低所得者層へ配慮しつつ、賦課割合を県標準へ近づけるものとします。

5 - (1) 新料率の設定方針

④ 後期高齢者支援金分の新料率適用の結果

- 「後期高齢者支援金分」について、市町村算定方式の令和 6 年度標準保険料率を「医療分」と同割合である応能：応益割合を63：37とした新料率を適用したところ、**保険料収入額が約3.3 億円増加する見込み**となりました。
- また、**1人当たり平均年額増加額は11,923円、平均月額増加額が994円**となりました。
- 1人当たり平均保険料調定額は令和 6 年度 103,399円から**令和 7 年度115,322円（+11,923円）となる見込み**です。

後期高齢者 支援金分	所得割 (%)	均等割 (円)	賦課割合 (応能：応益)
現料率	2.2	5,500	73：27



【市町村算定方式】→ 流山市の賦課割合を維持

標準保険料	3.53	10,200	73：27
-------	------	--------	-------

+1.33 +4,700 維持



→ 引き続き低所得者層へ配慮されているものの、過度な応能偏重となる



【県算定方式】→ 賦課割合を県標準割合へ

標準保険料	2.88	16,901	56：44※
-------	------	--------	--------

+0.68 +11,401 △17：+17



→ 低所得者層に対する負担が大きい
→ 第2期計画答申の付帯意見からも困難

※ 県算定方式の標準割合（56：44）は保険料収入額を算定するシステムにおいて、県が示す県算定方式の標準保険料率（所得割2.88%、均等割16,901円）を適用した結果算出された賦課割合となっている。県が元々「56：44」を示しているわけではない。

【新保険料案】 応能 △10%



新料率	3.23	12,700	63：37
-----	------	--------	-------

現料率と比較→ +1.03 +7,200 △10：+10

試算

「医療分」と同じ賦課割合へ

区分	R6流山（応能：応益）
医療分	63：37
後期分	73：27

保険料収入増加額

329,597,710円

1人当たり平均保険料増加額

年 11,923円 / 月 994円

1人当たり平均保険料調定額

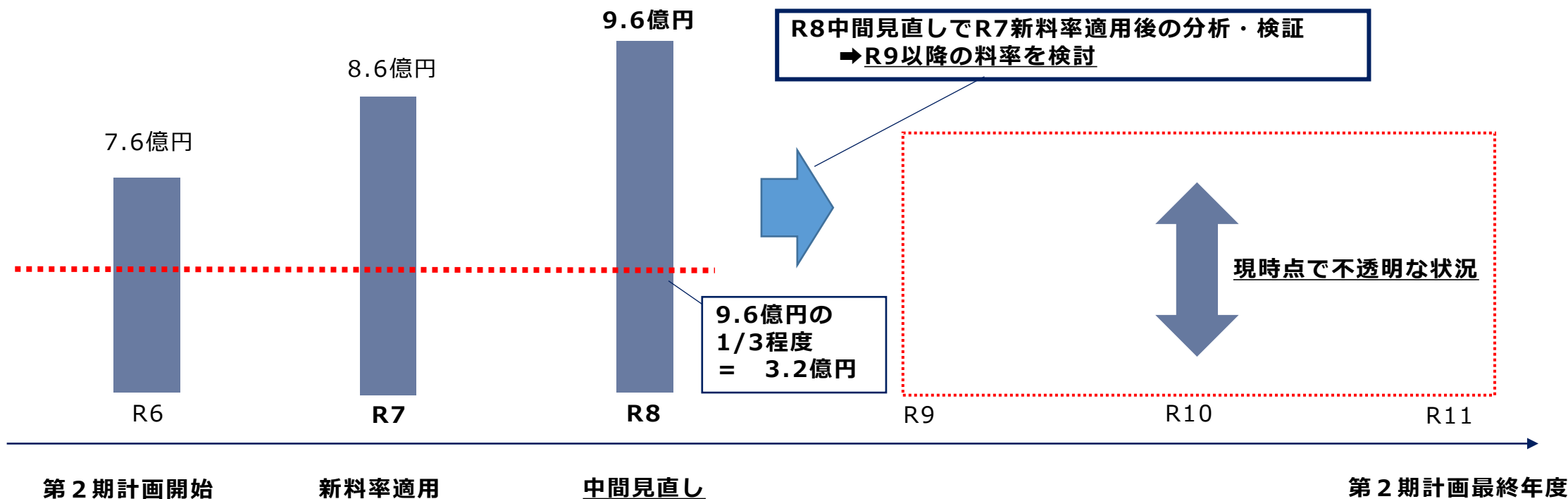
年 115,322円

5-(1) 新料率の設定の方針

⑤ 保険料収入増加額について

- 第2期財政健全化計画における赤字繰入の見込みでは、令和8年度に約9.6億円となりますが、被保険者の負担感を踏まえると一度の保険料見直しで赤字繰入を解消することは困難であり、今後段階的に削減・解消を図る必要があります。
- また、国の制度改革等が赤字繰入額にどのような影響を及ぼすか不透明な状況です。
- 今回、新料率適用後の保険料収入増加額は約3.3億円となりました。
- 当該保険料収入増加額は第2期計画中間見直し年度（令和8年度）の赤字繰入額約9.6億円の1/3にあたる約3.2億円と同規模となり、被保険者の負担感を踏まえて、赤字繰入を段階的に解消する視点から、適切な規模であると考えています。

【第2期計画上の赤字繰入等見込み】



5－(2) 新保険料率適用後の世帯人別・所得段階別増加額（医療分及び後期高齢者支援金分合計）

※所得＝基礎控除前の総所得金額 ※未就学児含まない

世帯構成	所得	軽減	現行保険料 (円)	新料率適用 後保険料 (円)	増加額（円）		増加率 (%)	野田	松戸	柏	鎌ヶ谷	我孫子
					年間	月額						
1人	43万	7割	12,000	14,200	2,200	183	18.33%	+1,900	+1,100	+1,600	△400	+1,900
	72万	5割	47,600	54,200	6,600	550	13.86%	△3,000	+800	△300	△4,100	+4,900
	96.5万	2割	82,900	94,200	11,300	941	13.63%	△6,200	+1,300	△1,200	△7,300	+8,200
	300万	—	284,400	318,100	33,700	2,808	11.84%	△49,000	△4,000	△22,000	△31,700	+21,100
	600万	—	569,400	634,000	64,600	5,383	11.34%	△113,800	△12,700	△54,100	△67,100	+38,200
	800万	—	759,400	827,400	68,000	5,666	8.95%	△139,800	△1,300	△58,300	△73,500	+4,900
2人	43万	7割	19,500	23,800	4,300	358	22.05%	+1,200	+1,400	+4,200	△2,600	+1,900
	101万	5割	87,500	100,700	13,200	1,100	15.08%	△10,500	+500	+900	△11,200	+6,500
	150万	2割	153,600	176,100	22,500	1,875	14.64%	△19,700	+600	△200	△19,500	+11,100
	300万	—	309,100	350,000	40,900	3,408	13.23%	△51,400	△2,900	△13,500	△39,000	+20,900
	600万	—	594,100	665,900	71,800	5,983	12.08%	△116,200	△11,600	△45,600	△74,400	+38,000
	800万	—	784,100	846,600	62,500	5,208	7.97%	△129,500	+12,500	△37,100	△68,100	+6,900
3人	43万	7割	26,800	33,300	6,500	541	24.25%	+600	+1,800	+6,700	△4,700	+1,800
	130万	5割	127,400	147,200	19,800	1,650	15.54%	△18,000	+200	+1,900	△18,200	+8,000
	203.5万	2割	224,200	258,000	33,800	2,816	15.07%	△33,300	△100	+800	△31,700	+13,900
	300万	—	333,800	381,900	48,100	4,008	14.40%	△53,800	△1,800	△5,000	△46,300	+20,700
	600万	—	618,800	697,800	79,000	6,583	12.76%	△118,600	△10,500	△37,100	△81,700	+31,900
	800万	—	808,800	865,800	57,000	4,750	7.04%	△131,300	+18,500	△15,900	△62,700	+8,900

5-(3) モデルケース その1

パターン1 70歳・年金生活(1人世帯)

年金収入180万円 = 世帯所得70万円の場合



年間保険料 52,100円(4,341円/月)

※均等割・平等割の5割軽減に該当

	年額	月額
年間保険料額	52,100円	4,341円
新料率 負担増額	6,400円	533円

パターン2 70歳と65歳の夫婦・年金生活(2人世帯)

年金収入264万円(夫:192万円、妻:72万円)
= 世帯所得82万円の場合



年間保険料 80,600円(6,716円/月)

※均等割・平等割の5割軽減に該当

	年額	月額
年間保険料額	80,600円	6,716円
新料率 負担増額	11,200円	933円

パターン3 30歳の親と未就学児の子1人(2人世帯)

給与収入240万円(20万円/月) = 世帯所得160万円の場合



年間保険料 186,600円(15,550円/月)

※均等割・平等割の軽減は非該当

	年額	月額
年間保険料額	186,600円	15,550円
新料率 負担増額	22,900円	1,908円

パターン4 45歳の給与所得者(1人世帯)

給与収入240万円(20万円/月) = 世帯所得160万円の場合



年間保険料 201,900円(16,825円/月)

※ 介護分保険料含む。均等割・平等割の軽減は非該当

	年額	月額
年間保険料額	201,900円	16,825円
新料率 負担増額	19,200円	1,600円

5-(3) モデルケース その2

パターン5

61歳の夫婦・給与所得者(2人世帯)

給与収入240万円(夫:180万円、妻:60万円)
=世帯所得123万円の場合

年間保険料 195,500円(16,291円/月)

※ 介護分保険料含む。均等割・平等割の軽減は非該当

	年額	月額
年間保険料額	195,500円	16,291円
新料率 負担増額	22,100円	1,841円

パターン6

30代共働き夫婦と小学生の子1人(3人世帯)

給与収入480万円(夫:300万円、妻:180万円)
=世帯所得320万円の場合

年間保険料 357,600円(29,800円/月)

※均等割・平等割の軽減は非該当

	年額	月額
年間保険料額	357,600円	29,800円
新料率 負担増額	45,700円	3,808円

パターン7

30代自営業夫婦と小学生の子1人(3人世帯)

世帯所得700万円(夫:400万円、妻:300万円)の場合

年間保険料 757,800円(63,150円/月)

※均等割・平等割の軽減は非該当

	年額	月額
年間保険料額	757,800円	63,150円
新料率 負担増額	84,900円	7,075円

パターン8

70歳 年金所得・給与所得ある夫婦(2人世帯)

給与収入150万円(夫:150万円)
年金収入350万円(夫:200万円、妻:150万円)
=世帯所得215万円の場合

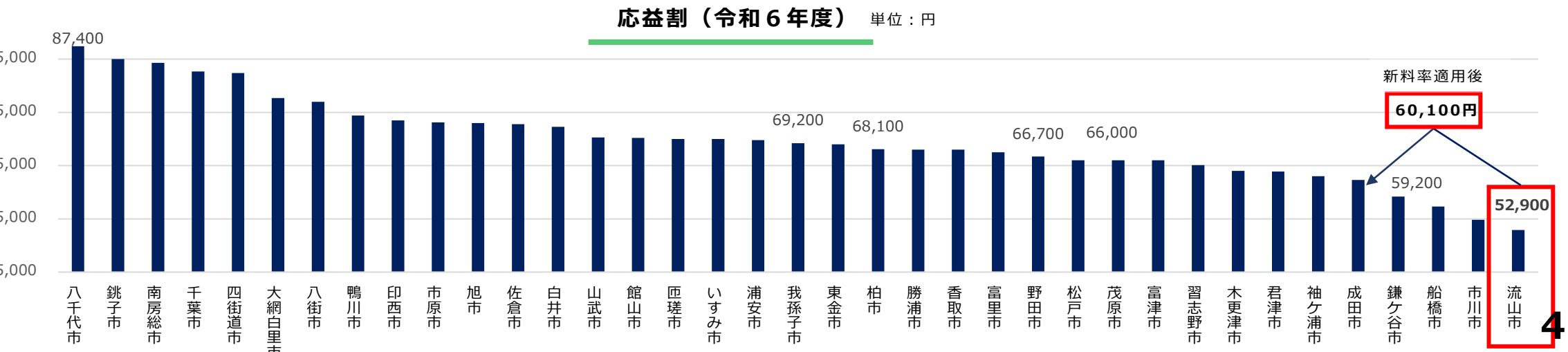
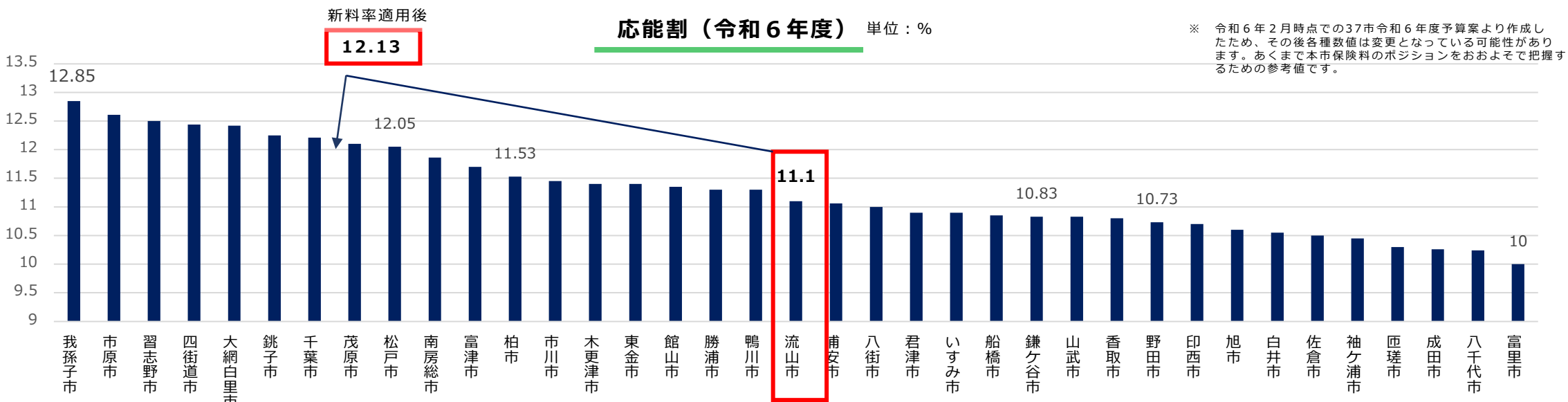
年間保険料 218,300円(18,191円/月)

※ 均等割・平等割の軽減は非該当

	年額	月額
年間保険料額	218,300円	18,191円
新料率 負担増額	28,000円	2,333円

5-(4) 新料率適用後の県内37市における流山市保険料について

- 本市の現行保険料は**応能割の高さが37市中19位**でしたが、**新料率適用後は8位**となります。
- 現行保険料の**応益割は37市中最も低く**なっていました、**新料率適用後も引き続き県内で低い位置（34位）**となります。
- ➡ 新料率適用後も本市の保険料は**引き続き低所得者層に配慮した料率設定**となります。



5 - (5) 新料率適用後の保険料収入及び赤字繰入の見込み

- 新料率適用後、保険料収入は約 3. 3 億円増加見込みとなり、赤字繰入は同額程度削減される見込みです。
- そのため、赤字繰入は令和 7 年度は約 5. 3 億円、令和 8 年度は約 6. 3 億円となる見込みです。
- ※ ただし、保険料収入は被保険者数の変化により、実際は推計と異なる場合があります。また、赤字繰入は実際は保険料収入のみで上下するわけではなく、国庫補助等の金額の変化によって上下する場合があります。

後期高齢者支援金分 新保険料率

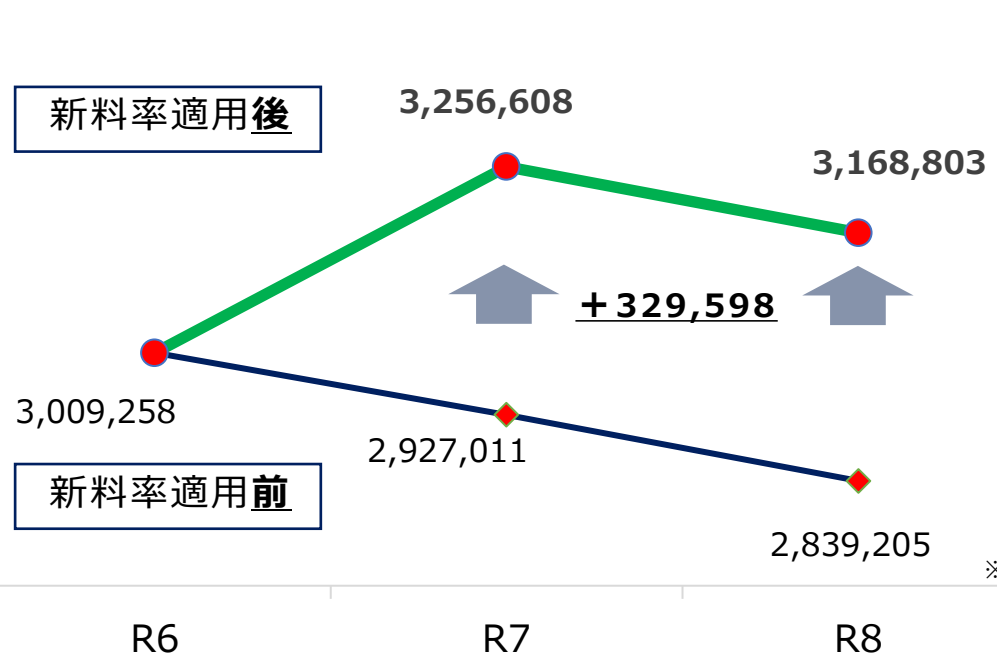
所得割 (%)	均等割 (円)	賦課割合 (応能 : 応益)
3.23	12,700	63 : 37

現料率比較 +1.03 +7,200 △10 : +10

項目	新料率適用後
保険料収入増加額	329,597,710円
1人当たり平均保険料増加額	年 11,923円 / 月 994円
1人当たり平均保険料調定額	年 115,322円

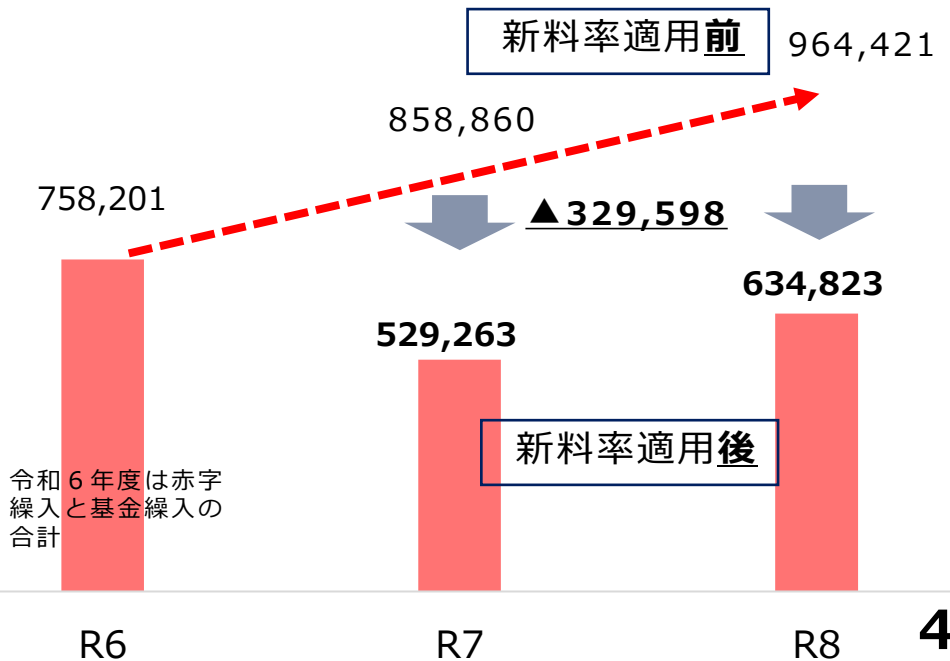
保険料収入見込み

単位：千円



赤字繰入等見込み

単位：千円



※ 千円単位表記のため、端数調整によって一部誤差が生じる。

5-(5) 今後のスケジュール

令和6年5月17日（金）： 第1回運営協議会 諮問・説明・審議

6月21日（金）： 第2回運営協議会 審議

7月 5日（金）： 第3回運営協議会 審議

7月19日（金）： 第4回運営協議会 審議・答申案

➡ 議論の進捗状況により協議会の開催数は変更となる可能性があります。

7月26日（金）： 市長へ答申書提出（会長のみ）

9月1日～30日： パブリックコメントによる市民からの意見聴取

令和6年第4回定例会

（12月議会）： 条例改正案を議会上程